

第四十回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第十三号

昭和三十七年二月二十一日(水曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

- 委員長 小川 平二君
- 理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君
- 理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君
- 理事 山中 貞則君 理事 有馬 輝武君
- 理事 平岡 忠次郎君 理事 堀 昌雄君

- 伊藤 五郎君 宇野 宗佑君
- 岡田 修一君 金子 一平君
- 田澤 吉郎君 竹下 登君
- 津雲 國利君 永田 亮一君
- 濱田 幸雄君 藤井 勝志君
- 坊 秀男君 吉田 重延君
- 岡 良一君 久保田 鶴松君
- 田原 春次君 芳賀 貢君
- 広瀬 秀吉君 武藤 山治君

出席國務大臣

- 大蔵 大臣 水田三喜男君
- 總理府事務官 (經濟企画庁調 整局長) 中野 正一君

- 大蔵事務次官 天野 公義君
- 大蔵事務官 村山 達雄君
- 大蔵事務官 (主税局長) 稲益 繁君
- 大蔵事務官 (関税局長) 稻益 繁君
- 大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君
- 大蔵事務官 (為替局長) 福田 久男君
- 国税庁長官 原 純夫君
- 委員外の出席者 大蔵事務官 澄田 智君
- 大蔵官房財務 (大臣官房財務 調査官) 智君

通商産業事務官 (通商局通商調 査課長) 濃野 滋君

参 考 人 (日本銀行調査 局長) 高木 良一君

専 門 員 坂井 光三君

二月二十一日

委員田澤吉郎君、蔵内修治君、宇都宮徳馬君及び田原春次君辞任につき、その補欠として賀屋興宣君、宇野宗佑君、濱地文平君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員宇野宗佑君、濱地文平君及び勝間田清一君辞任につき、その補欠として蔵内修治君、宇都宮徳馬君及び田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十日

在外財産補償に関する請願(坂田道太君紹介)(第一二九六号) 同(高橋清一郎君紹介)(第一二九七号) 同(始関伊平君紹介)(第一四二二号) 同(竹下登君紹介)(第一四九三号) 政府関係金融機関の資金増額に関する請願(下平正一君紹介)(第一三〇九号) 同(井出一太郎君紹介)(第一三七二号) 葉たばこの収納価格引上げ等に関する請願(下平正一君紹介)(第一三一一号)

五号) 同(井出一太郎君紹介)(第一三七二号) 退職年金増額に関する請願(岡良一君紹介)(第一四一一号) 旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第一四一三号) 同(松山千恵子君紹介)(第一四一四号)

嗜好飲料、清涼飲料の物品税撤廃に関する請願外五件(八木徹雄君紹介)(第一五六八号) 旧法による共済組合年金の増額に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一六一三三号)

合成清酒の名称変更等反対に関する請願(井手以誠君紹介)(第一六三四号) 同(石田有全君紹介)(第一六三五号) 同(石村英雄君紹介)(第一六三六号) 同(稻村隆一君紹介)(第一六三七号) 同(加藤清二君紹介)(第一六三八号) 同(栗林三郎君紹介)(第一六三九号) 同(古賀了君紹介)(第一六四〇号) 同(佐野憲治君紹介)(第一六四一号) 同(橋本次郎君紹介)(第一六四二号) 同(野口忠夫君紹介)(第一六四三号) 同(細迫兼光君紹介)(第一六四四号) 同(堀昌雄君紹介)(第一六四五号) 同(松井政吉君紹介)(第一六四六号) 同(松井誠君紹介)(第一六四七号) 同(三木喜夫君紹介)(第一六四八号) 同(山本幸一君紹介)(第一六四九号) 同(井手以誠君紹介)(第一六八二号)

同日の會議に付した案件 所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五一号) 法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五二号) 相続税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一三三号) 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号) 酒税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第八二号) 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号) 金融に関する件

同(石田有全君紹介)(第一六八三号) 同(石村英雄君紹介)(第一六八四号) 同(稻村隆一君紹介)(第一六八五号) 同(加藤清二君紹介)(第一六八六号) 同(栗林三郎君紹介)(第一六八七号) 同(佐野憲治君紹介)(第一六八八号) 同(橋本次郎君紹介)(第一六八九号) 同(細迫兼光君紹介)(第一六九〇号) 同(堀昌雄君紹介)(第一六九一号) 同(松井政吉君紹介)(第一六九二号) 同(松井誠君紹介)(第一六九三号) 同(三木喜夫君紹介)(第一六九四号) 同(山本幸一君紹介)(第一六九五号) 清涼飲料、嗜好飲料の物品税撤廃に関する請願(赤松勇君紹介)(第一六八一号)

は本委員会に付託された。

本日、日銀からのおいでをいただきまして、実は過般總裁においでいただいたとき以来、御承知のように現在の経済状況についていろいろと問題点がたくさんあることが明らかにされたわけでありまして、その中の在庫投資、設備投資及びこれに関連する金融のいろいろな諸条件の問題について、本日は、企画庁、それから大蔵省、日銀及び通産省の御意見を少し承りたいと思っております。

まず第一に、これは企画庁にお伺いするのがいいと思いますが、二月中旬の輸出入信用状の開設の状況をちょっと伺いたいです。

○中野(正)政府委員 実はまだ二月の信用状の状況は、一カ月ごとに御承知のように発表することになっておりまして、日銀筋で新聞あたりにちらちら出る程度でございまして、われわれとして正確に数字を受けておりませんが、ここで私からちょっと正確なお答えを申し上げかねるのであります。

○小川委員長 これより會議を開きます。金融に関する件について調査を進めます。

本日は、高木日本銀行調査局長が参考人として出席しております。参考人には御多用のところ御出席をいただきありがとうございます。それでは、質疑の通告がありますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、日銀からのおいでをいただきまして、実は過般總裁においでいただいたとき以来、御承知のように現在の経済状況についていろいろと問題点がたくさんあることが明らかにされたわけでありまして、その中の在庫投資、設備投資及びこれに関連する金融のいろいろな諸条件の問題について、本日は、企画庁、それから大蔵省、日銀及び通産省の御意見を少し承りたいと思っております。

まず第一に、これは企画庁にお伺いするのがいいと思いますが、二月中旬の輸出入信用状の開設の状況をちょっと伺いたいです。

二九三・六というふうには、これは一・九の下落でございます。一月以降も引き締め基調の堅持に伴って漸落を予想されるのでありますが、御承知のようには消費が非常に堅調でございますので、生産活動はまだなかなか活発じゃないかというので、一応一―三月の水準は十一月の線からいって約二・三の程度下がるというふうにはわれわれは見えておりました、これは数字で申し上げますと、当たるか当たらないかわかりませんが、二八九という数字を一応事務的には一―三月の水準として出しておるわけでありまして。その結果、結局見通しにありませうに三十六年度は一・九のアップ、こういう数字になっておられます。

○堀委員 実は私も、だいぶん前からこういう問題に取り組んでおりますが、日本の統計資料が非常におくれている。二月の鉱工業生産指数は、通産省では二十四日にならないとどうしても出ない、こういうことなんです。実はこの間二月の十五日にすでにアメリカでは一月の鉱工業生産指数が発表になって、おまけにその間における個人消費等ももう年率でちゃんと出ておるわけなんです。約十日間のズレがあるということ、最近はこのように経済の計量的な見方が非常に重要だということになっておるにかならず、あとから触れます在庫についてもそうでありまして、日本の経済統計はきわめてずさんである上におそいというのでは、私はいかえってこういうものをたよると逆に間違いが大きくなるんじゃないかという感じがするほどに、どうも各種経済統計がきわめて不十分だ。ですから、企画庁では今度在庫関係はしつ

かりやれという池田さんのお声がかかりだそうですか、私は在庫だけにどまらないんじゃないかと思うんです。こういう非常に中心になる計数については、より早く把握できることが適正な運営になるんじゃないかと思うので、その点は一つ皆さん方で何とか――通産省は、きょうは通商局が来ているだけですからあれですが、考えていただきたいと思つておられます。

○中野(正)政府委員 そうでございまして、今伺つた中で、私の持つておる資料とちよつと違つたのですが、今おっしゃつたのは付加価値ウェイトでおつしやつておるわけですね。

○堀委員 私が手元に持つておられます十二月分の確報によりまして、これはいづれもちよつと違ひまして、少し低く出ているわけですが、これはどういふふうな関係か、今時間がありませうからあとで個別に伺つておきたいと思つて、次にもう一つ伺つておきたいのは、輸出入の見通しを、やはり企画庁で年間についてお立てになつておると思つておられます。そこで一つ通関と為替とのベースで、皆さんが最終見通しを立てになつたときまでのわかつておつた実績と、それからやはりさつき申し上げた三月までのこの資料をお出しになつた基礎になる各月別の通関、為替の見通しを、まず輸入について伺いたい。

○中野(正)政府委員 これは第三・四半期くらいからですが、まず為替ベースで申し上げますと、十月の輸入が三億九千九百万ドル、十一月が三億九千九百万ドル、十二月が四億五千三百百万ドル、これは相当高くなつておられます。それで十一月で締めまして十億四千七百万ドル、こういうことになつておられます。それから輸出の方は、十月が三億三千百万ドル、十一月が三億五千百万ドル、十二月が四億二千百万ドル、これはわれわれの想像以上に輸出も高かつたわけですね。十一月で締めまして十一億六千万ドルということになつておられます。それから通関の方で申し上げますと、十月の輸出が三億五千五百百万ドル、十一月が三億五千八百百万ドル、十二月が四億八千三百百万ドル。それから輸入の方は十月が五億三千万ドル、十一月も同じく五億三千万ドル、十二月が五億三千九百万ドルということ、輸出の方が十一月で通関は十一億九千六百万ドル、輸入の方が十五億四千六百万ドルということになりまして、企画庁でこの間出しました見通しのように、為替ベースで輸出が四十一億ドル、輸入が四十八億八千万ドルでおさまると仮定しますと、一―三月でどのくらいの輸出があり、輸入があれはいかという数字は、当然これから出るわけですね。それを申し上げますと、一―三月で輸出が為替ベースで十億二千九百万ドル、これは対前年同期比でいたしますと一・六のアップ、これは前にはわれわれが昨年の十二月に見通しを立てたときは、十二月の輸出がこれほど高いと見ておらなかつたもので、前年同様比で輸出が伸びないと四十一億ドルにならないというようにだいたい心配しておつたのですが、十二月はだいぶ高かつたものから一・六のアップが、今現在のところ大体二千九百万ドルおさまれば四十八億八

千万ドルの年度間の輸入ということになりまして、これは前年同期比でいいますと九・六の昨年の一―三月に比べて四・九のダウンくらいのところ輸入がおさまれば四十八億八千万ドルに――これは通関ベースで申し上げますと、輸出の方が十億五千八百百万ドル、輸入が十二億七千万ドル、これは大体為替と同じく率になりまして、輸出が昨年の一―三に比べて一・七のアップ、輸入が九・八・三の程度でおさまれば、大体見通しのようにいくのではないかと見ておられます。

○堀委員 輸出入の問題を三カ月分セットしてお話になつておられますが、先へいかないと三カ月分セットの問題はわからないと思つておられますが、まず第一にこれではちよつと目につきまことは、最近の為替ベースの輸入と通関ベースの輸入はかなり差がある。おむねそれが一般にいわれておりますが、今企画庁の方ではこのズレからくる沖待ち在庫を三十六年十二月ごろで大体どのくらいあるというふうに見ておられますか。

○中野(正)政府委員 沖待ち在庫は幾らあるかというところはなかなか推定がむずかしいのでございまして、いろいろわれわれの方で推定しまして、大体あれは九、十、十一までくらいが最も待船が多かつたのですが、あのころで大体七、八千万ドルくらいあったのじゃないか。それがその後どんどん通関されて、また十二月になつたらちよつと船が込んだようございまして、今現在のところ大体二千九百万ドルおさまれば四十八億八

支払いベースと通関ベースなんかの数字を見まして、最近ずつと為替の支払いの方が支払率が高いというふうな数字になつておられます。ただ、これは年度間を通じて考えれば大体いいところにおさまるのではないかと。大体そういう数字であります。

○堀委員 それからさつきちよつとお触れになりましたが、一月、二月と輸出が好調のようですね。輸出はおもに対米貿易が非常に伸びている。品目別で見ると鉄鋼と繊維品が伸びている。もつとも鉄鋼と繊維品が伸びている。ではアメリカにおける鉄鋼ストの予想といひますか、そういうことと綿製品が伸びるのは例の賦課金問題の前途という問題で、これは向こうの思惑輸入が少しあるのではないかと。思惑輸入がありとすれば、それは一体どのくらいに今の輸出の伸びの中に考えておられますか。

○中野(正)政府委員 御質問が非常にむずかしいのですが、これは企画庁としては、そこまですべての十分分析しておりませぬので、詳細なことは通産省の方へまたお聞きいただきたいと思つておられます。やはり輸出については、先ほどちよつと申し上げましたように、十二月のベースが非常に高かつたわけでございます。その反動で、一月の為替ベースも、これはまだ正式に発表されておりませんが、新聞等で伝えられるところを見ても、われわれの数字よりも、為替ベースで見るとちよつと低いんじゃないか。そういう点は今、先生が御指摘になつたように出ておるかと思つておられますが、これは想像で、私もはそこまですべて調査しておられません。

○堀委員 では通産省の調査課長、一つその点を……

○濃野説明員 ただいまの御質問の点でございますが、私どもの方といたしまして、繊維及び鉄鋼が、対米貿易の中で相当伸びがあると言われておりますが、むしろ最近の傾向から申しますと、今までの対米貿易は、過去の景気回復のときに伸びておりましたときには、何かチャンピオン商品というものがございました。今度はそういう傾向はあまりはつきり出ていないんじゃないか、こういう感じがむしろいたしております。

先ほど先生がおっしゃったことと関係いたしますが、一月に入りまして、アメリカの小売の売り上げを十二月から比べますと、一歩くらい落ちておるとは申しますが、最近の現地のいろいろな情報によりますと、むしろ一月は落ちたと申しても、これは決して非常に天候が悪かった、寒かったという点が非常に大きいんじゃないか。しかし過去を見ますと、百八十七億ドルという小売の売上高が商務省から発表になっておりますが、これは一月としては最高であると思えます。そういう小売売り上げを中心としたアメリカの消費需要というものがやはり伸びまして、それにつれて日本の輸出商品が全般的に伸びている、むしろこういう感じが強いんじゃないかと私は思っております。

○堀委員 次に、今一番問題になっております在庫の問題をちょっとここで伺っておきたいと思うのですが、これは企画庁の方では今一番問題になるのは、やはり原綿、くず鉄、その次が鉄鉱石という格好じゃないかと思えます

が、原綿のメーカー在庫は大体どのくらいか、何方月分という格好でもつけようです。それからくず鉄のメーカー在庫を、何方月分というような格好で、企画庁でも通産省でもどこでもいいですが、政府側の見解を先に伺いたい。

○中野(正)政府委員 今御指摘の点は、今の経済の情勢を判断するのに、確かに非常に重要なポイントになるわけですが、企画庁としてはちょっとそこまで分析がなかなかできませんので、実は昨年四月から九月末までに幾ら在庫の積み増しがあったか、これは現在高でございすけれども、計算はやりました。これはマクロ的にもやりましたし、積み上げのにもやりましたので、これは御承知と思えますが、上期中に一億八千万ドル程度、鉄鋼原料、繊維原料等を中心として積み増しがあった。それからこれは十一月、十二月に、これもよくわかりませんが、繊維原料等には一部食いつぶしがあつたのではないと思えますが、総体としては二千万ドル程度の積み増しがあつた。そこで、四月から十二月末まで約二億ドル前後の輸入原材料の積み増しがあった、こういうように推定をいたしておるわけでありまして、その内訳等は、しかも何方月分かということになりますと、なかなか数字をつかんでおりません。ただ、これは今通産省の方で、三十七年度の外貨予算を今から組むわけでございすから、その際には、少なくとも鉄鋼原料、繊維原料等、大体主要十品目程度については、現在在庫が幾らあつて、消費が幾らで、適正在庫が幾らか、物によつては一月半とか二月半とか、それぞれ

想定して数字を出す、それまでは通産省の方でも原局の方で作業をしている中ではないかと思ひます。

○堀委員 作業の過程でございましたら、今何うのも私は無理かと思ひますけれども、結局この前日から日銀の方の見ておる点と政府側の食い違いがあるところは、どうもそこらが一番大きい部分になるのではないかと思ひます。中野さんは十一時でお帰りのようですから、中野さんの分だけ先にやつて、あとでその他にも触れていきたいと思ひます。新聞にも発表されておりますけれども、最近の状態で在庫総量といひますか、それを企画庁では大体どのくらいに——前期の二億ドルに關連して聞きますが、どれくらいに見ておりますか。

○中野(正)政府委員 これは輸入原材料の総量の意味でございす。これがまた非常に推定がむずかしいわけなんです。一応先ほど申し上げましたように、十二月末で輸入原材料、これは木材、石油製品等を含めました、いわゆる普通統計で発表しておりますが、輸入総原材料プラス木材、それから石油製品というふうに御了解を願ひたいと思ひます。これを数字的に申し上げてございすね。これを通産省で発表しておりますが、季節修正前で原系列で申しまして、工場在庫指数、これは輸入総原材料だけでございます。従つて木材、石油製品が入つておりません。昭和三十年を一〇〇にして、工場在庫指数が二六・一・八ということになつております。しからばこのときの輸入原材料の絶対額は一体幾らあるのだということになるわけでありませ

が、これはもう非常につかみにくい数字であるし、また通産省でも、これは全部三十年を一〇〇にしまして、数量的に指数をとつておるものですから、金額ではなかなかむずかしいのです。——これはほんとうのことを言ひますと、私がもう仕方なしに私流の計算をしたわけでございすので、そういうふうには御了承を願ひたいと思ひます。要するに三十年が一〇〇でありますから、三十年の在庫額というものを幾らと見るかということを一つ計算させてみたのですが、これによりまして、三十年の工場在庫は一億五千三百万ドルという数字が、これは通産省の統計で出ております。これをドルに直しますと、一億五千三百万ドルということになりますから、これが二六・一・八になつておるのですから、二・六倍をかけた約四億ドルの在庫ということになるわけなんです。ところが、そのとき報告されたもののカバレッジが何パーセントくらいになるかというところが非常に問題でありまして、八割ないし八割五分のカバレッジというふうにしまして、かりに八割とすれば輸入原材料の在庫総量は約五億ドルになります。これが工場在庫でございます。それから流通在庫でございす。これは御承知のように、なまゴムとか、繊維原料とか、綿花等でございます。大体流通在庫のうち九〇％は繊維原料でございす。こういうものだけしか通産省は報告をとつておりません。従つて、これが基準年次の三十年の一流通在庫については指数は十一月末しか出ておりませんが、二六・八・九ということになつておりますから、それを

ぶっかけますと、約九千万ドルになるわけなんです。そのカバレッジが、在庫率が今度幾らかというところは非常に問題があります。われわれ専門家の意見では四割程度じゃないか。これはスラップであるとか、そういうようなものは全部入つておりませんので、そういう計算からすると、流通在庫として約二億ドル前後あるものと見ていいんじゃないか。工場在庫が五億ドル、流通在庫が二億ドルと見ますと、三十年末の輸入原材料の在庫総額は七億ドル前後というふうに一応計算をしております。

○堀委員 そこで、大体今の状態はいくつと、この前政府で発表されたところでは、結局ゆるい形で在庫調整が行なわれて、そして九月ごろくらいに一応底へつく、しかし在庫補充は行なわれないだろうから、輸入は大体今の見通しのようにいくのじゃないかという発表になつておるようですが、ちょっとそこを簡単にけつこうですから……

○中野(正)政府委員 今御指摘の点は、要するにわれわれの方は、この間日銀総裁もちょっと当委員会でお話したようになってございす。少なくとも本年一ぱいくらいは現在の引き締め基調を、金融を初めとしていろいろな政策は堅持していく、続けていくのだという前提で数字もはじかないといふかぬのじゃないか。またそれが大前提になつておるから、そういうことを前提として考えれば、今御指摘がありましたように、十二月末までに二億ドル前後の輸入原材料の在庫食いつぶしがあつて、一—三月で先ほど申し上げました年率九〇％程度生産が落ちて、し

かも輸入の方は先ほど言ったように為替ベースで四割、通関ベースで二割程度前年同期に比べて落ちるということになると、これは一億ドルくらいは食いつぶさないか勘定が合わないことになると、現在の輸入のL/Cの状況等から見ると、ある程度食いつぶしが行なわれていくのじゃないかというので、一億ドル前後食いつぶしがあるのじゃないか。もちろんこれは生産が一―三ヶ月期においてはお最終需要が強いので、なかなか落ちないのじゃないかというわけでは心配をしております、こうなると、大体輸入がわれわれの予定通りいくとすれば、食いつぶしはまだ一億ドル以上ということになるわけです。その結果、一億ドル前後が三十七年度へ繰り越されるということになるわけでありまして、これは主として四―六ヶ月期を中心にして食いつぶしが行なわれるだろう。しかし幾分かはまだ七―九に残っていくのではないかと。それはそのときの経済情勢にもよると思いますが、生産が一たん落ちて、やや上りぎみになるといふ程度の情勢、それからそのときにおいてはおまだ輸出の基調が十分続けられるということになりますれば、そのときに、たとえは国際的に物価が非常に先高である、あるいは先行き金融がうんとゆるんで情勢が変わってくるというような見通しがあれば、企業家が積極的に輸入原材料について在庫積み増しを余分にやるというようなことを今想像することも、ちょっといかがかというふうに考えまして、そういう生産、金融、物価の動向等を見ながら措置していかねばいかぬが、大体今の引き締めを続けていけばそういうようなこと

ことになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

たポトムはどこかということとはちょっと差があると思うのですが、今の十二月のそういう在庫指数から見ると、一つ企画庁でお答えができればお答え願いたい。

点からいきますと一貫して今下がりつつある、こう申しているのじゃないかと思えます。ちょっと今こまかい計算をいたしておまりせんけれども、たとえば期末の在庫指数で申しますと、昨年の四―九月の期末在庫率では大体一〇〇を少し上回っておったのじゃないかと思えます。それが年末には一〇〇を割って九七くらいのところまで落ちたところまで落ちていくのじゃないか、大体そういうふうに見ておりますが、在庫に対するこの引き締めの影響は逐次に判断いたしております。

○高木参考人 実是在庫その他に関する統計は直接日本銀行で集めておりませんので、これは官庁統計に依存いたしております。それに従って私どもの方で大きっぱな推計をしておるにすぎませんけれども、たとえば通産省でお集めになっておる在庫統計からいきまして、この統計の対像になっておる企業の在庫という点から参りますと、私も大きっぱなについて大体五億ドルくらいいじやなかるか。ごくラフなところを申し上げてなんでありますけれども、たとえば平均して大体二カ月くらいの在庫を持っておるといいたしますと、現在輸入が一億五千万ドルくらいとすれば倍の五億ドルくらいという計算も出て参ります。でありますから、在庫指数からいって大体指数の一ポイントをどのくらいに見るかという計算が一応できるわけでありまして、そういう面からいいますと、大体その前後ではなかるか。しかし今の統計の対像にならない中小メーカーの手にあるもの、それから流通段階にあるものがある程度統計になっておるようでございますけれども、伺うところによるとカバレッジが非常に低いところと、それ以外に何がしかのものがあるわけでございます。それを加えた場合にこれが六億ドルか七億ドルか、私の方でしかとつかめない面がございます。大よそそういうものを入れますともせいぜい六、七億ドルくらいいじやなかるか。十億ドルなんという説もあるようでございますが、とてもそれだけ集め集めしてもないのじゃないか、こういうふうに見ております。

とになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

もう一つだけ伺っておきたいのですが、三十六年の十二月の非農業在庫率指数、それから原材料在庫率指数、生産者製品在庫率指数は、十二月はわかっておりますか。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれないから、あえて追及はいたしませんけれども、ちょっとこれについて日銀の方に一べん伺ってみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指数などは急激に変わってきておるわけですね。それは直接的にこういう格好で動いておると思いますが、今度の場合は今申し上げたようにふらつきが多くて一向にわかりにくい、こういう感じがするのですが、日銀の方では、今のこの指数をもとにした分析――今、企画庁の方は来年度の見通しという中で希望をいろいろ申しておられると思えますので、そうではなくて、現状からきた分析はどうなるのか、ちょっと伺いたい。

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫総量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいということでありまして、日銀の方では大体どのよう

○堀委員 この前の山際さんのお話を聞いておると、ちょっとさつき

とになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

もう一つだけ伺っておきたいのですが、三十六年の十二月の非農業在庫率指数、それから原材料在庫率指数、生産者製品在庫率指数は、十二月はわかっておりますか。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれないから、あえて追及はいたしませんけれども、ちょっとこれについて日銀の方に一べん伺ってみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指数などは急激に変わってきておるわけですね。それは直接的にこういう格好で動いておると思いますが、今度の場合は今申し上げたようにふらつきが多くて一向にわかりにくい、こういう感じがするのですが、日銀の方では、今のこの指数をもとにした分析――今、企画庁の方は来年度の見通しという中で希望をいろいろ申しておられると思えますので、そうではなくて、現状からきた分析はどうなるのか、ちょっと伺いたい。

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫総量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいということでありまして、日銀の方では大体どのよう

○堀委員 この前の山際さんのお話を聞いておると、ちょっとさつき

とになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

もう一つだけ伺っておきたいのですが、三十六年の十二月の非農業在庫率指数、それから原材料在庫率指数、生産者製品在庫率指数は、十二月はわかっておりますか。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれないから、あえて追及はいたしませんけれども、ちょっとこれについて日銀の方に一べん伺ってみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指数などは急激に変わってきておるわけですね。それは直接的にこういう格好で動いておると思いますが、今度の場合は今申し上げたようにふらつきが多くて一向にわかりにくい、こういう感じがするのですが、日銀の方では、今のこの指数をもとにした分析――今、企画庁の方は来年度の見通しという中で希望をいろいろ申しておられると思えますので、そうではなくて、現状からきた分析はどうなるのか、ちょっと伺いたい。

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫総量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいということでありまして、日銀の方では大体どのよう

○堀委員 この前の山際さんのお話を聞いておると、ちょっとさつき

とになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

もう一つだけ伺っておきたいのですが、三十六年の十二月の非農業在庫率指数、それから原材料在庫率指数、生産者製品在庫率指数は、十二月はわかっておりますか。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれないから、あえて追及はいたしませんけれども、ちょっとこれについて日銀の方に一べん伺ってみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指数などは急激に変わってきておるわけですね。それは直接的にこういう格好で動いておると思いますが、今度の場合は今申し上げたようにふらつきが多くて一向にわかりにくい、こういう感じがするのですが、日銀の方では、今のこの指数をもとにした分析――今、企画庁の方は来年度の見通しという中で希望をいろいろ申しておられると思えますので、そうではなくて、現状からきた分析はどうなるのか、ちょっと伺いたい。

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫総量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいということでありまして、日銀の方では大体どのよう

○堀委員 この前の山際さんのお話を聞いておると、ちょっとさつき

とになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

もう一つだけ伺っておきたいのですが、三十六年の十二月の非農業在庫率指数、それから原材料在庫率指数、生産者製品在庫率指数は、十二月はわかっておりますか。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれないから、あえて追及はいたしませんけれども、ちょっとこれについて日銀の方に一べん伺ってみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指数などは急激に変わってきておるわけですね。それは直接的にこういう格好で動いておると思いますが、今度の場合は今申し上げたようにふらつきが多くて一向にわかりにくい、こういう感じがするのですが、日銀の方では、今のこの指数をもとにした分析――今、企画庁の方は来年度の見通しという中で希望をいろいろ申しておられると思えますので、そうではなくて、現状からきた分析はどうなるのか、ちょっと伺いたい。

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫総量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいということでありまして、日銀の方では大体どのよう

○堀委員 この前の山際さんのお話を聞いておると、ちょっとさつき

とになるのじゃないかということをして申しておるわけでありまして。
○堀委員 要するに、結論は一―三ヶ月の鉱工業生産の動きがやはり決定的なポイントになるのじゃないかと思いますし、これは一月、二月と少しずつたつにつれて、見通しもはつきりしてくると思うのです。

もう一つだけ伺っておきたいのですが、三十六年の十二月の非農業在庫率指数、それから原材料在庫率指数、生産者製品在庫率指数は、十二月はわかっておりますか。

○堀委員 まあ公開の席だから、ちょっと経済に及ぼす影響が多過ぎるということかもしれないから、あえて追及はいたしませんけれども、ちょっとこれについて日銀の方に一べん伺ってみたいのですが、この前の状態は、大体五月、六月に引き締めが行なわれますと、それから原材料在庫率の指数などは急激に変わってきておるわけですね。それは直接的にこういう格好で動いておると思いますが、今度の場合は今申し上げたようにふらつきが多くて一向にわかりにくい、こういう感じがするのですが、日銀の方では、今のこの指数をもとにした分析――今、企画庁の方は来年度の見通しという中で希望をいろいろ申しておられると思えますので、そうではなくて、現状からきた分析はどうなるのか、ちょっと伺いたい。

○堀委員 さつき企画庁でお答えになりました在庫総量、これは企画庁の方では大体七億ドルくらいということでありまして、日銀の方では大体どのよう

○堀委員 この前の山際さんのお話を聞いておると、ちょっとさつき

政府の側のお考えよりは少しどうもボトムが前へくるのじゃないかという感
じで、あまりこまかくおっしゃって
おられません、承った感じでは、もう少
しボトムが前へくる、そこで輸入が
今の政府側の希望よりも少し早く上
がってくるのじゃないかという感じの
ように受け取れるようなお話がござい
ました、事務当局の側としてはそこ
らはどういふふうに通断しておられま
すか。

○高木参考人 お答えいたします。ま
ず昨年中の積み増し在庫から申し上げ
て、順序に今の御質問にお答えいたし
たいと思います。これは大体において
計算の非常にむずかしいものでござい
ますが、先ほど中野調整局長から約二
億ドルくらいと見ておるといふお話で
ありましたが、私も大づかみにいた
しましてこのくらい在庫の積み増し
があったのじゃなからうか、そういう
ふうにご考えておられます。ただそれが年
明け後にどんなテンポで食いつぶされ
ていくかどうかという点から参ります
と、あるいは先ほど局長のお話を伺っ
ておりましたが、少し私どもと感触が
違ふかとも思います。と申し上げま
すのは、それはこまかい計算方法がどう
とかいふ話は抜きにいたしまして、ど
うも今後の生産がどういふような形で
推移していくであらうか。こうなりま
すと、現に最近の景気の動きを見てお
りまして、御承知のようにやや中だ
るみ感、勢分楽観ブームというものが
出てきておるといふようなことで、や
や景気も足踏み状態になっておりま
す。こういうような最近の雰囲気から
参りまして、どうも生産は政府の見
通しの通りには落ちていかないので

なからうか。もう少し落ち方が鈍い
のではなからうか。一月の状況はよくわ
かりませんが、どうも私どもの
感触では一月の生産はあるいは案外伸
びたのではなからうか。これはいざい
一兩日中に統計が発表になると思いま
すが、もし間違いでしたら訂正いたし
ますけれども、案外一月は十二月に比
べてもそう生産は落ちなかったの
ではなからうか。二月三月は今の状況か
らいつて何がしかの生産は落ちていく
と思えますけれども、落ちるテンポが
どうも先ほどのお話より少しゆるい
のではなからうか、ということ、逆に
今の輸入原材料の点にしばって申し上
げますと、原材料の消費水準は予想よ
り高い、原材料の消費量は予想より高
い、そうなりますと、一―三月の原材料
の在庫の食いつぶしはあるいは予想さ
れる一億ドルよりかなり上回るのでは
なからうか、そうすると、四―六月に
も何がしかの積み増し在庫の若干の
のが残ると私ども見ておりますが、そ
の金額は先ほどお話がありました、な
お一億ドル残るとおっしゃる金額より
はかなり少ないのではなからうか。そ
うすると、これは四―六月の間には食
つぶされてしまう。そのときの生産水
準、従って、原材料の消費水準がそれ
ほど落ちなければ当用買入にしろ、そ
のしりとしてはやはり輸入はふえてく
るのではなからうか。しかしその景気
調整策をなお堅持していくという―
これは政府もそういうお考えのよう
でございますが、私どももそれが心配だ
と思っております、その前提で参りま
すと、まだ四―六月の間に在庫率の回
復とか、在庫の補充とかというものは
う大きく起きると思われません。な

ぜなら四―六月における生産状況もあ
るいは政府の見通しよりはテンポが鈍
いかもしれませんが、なお四―五月あ
たりは私は生産が落ちるのではなから
うか、こう思っておりますので、若干の
ランニング・ストックの食いつぶしも
その間に行なわれるかもしれませぬ。
それにいたしましたも一―三月に相当
の在庫を食いつぶしてありますから、
四―六月に食いつぶせる在庫の余裕は
もう幾らもないということから、やは
り輸入はふえてくるのではなからう
か、こういうふうに見ております。
○堀委員 いろいろ問題になりまして、
こへくるときに問題になりますのは、
やはり一つは金融の関連する状態です
きてくるのではないかと申すのです
が、実は当初予想された一―三月の財
政揚超の状態は、案外資本収支の状態
が少しいいようでありますから、外為
における揚超部分が予想よりは少し小
さくなっておるのではないかと私感
じるわけですね。そこで買入オペレ
ーションはこの間予想通りおやりにな
りましたが、当初予想された財政揚超と
の関連で見ると、この一―三月の金融
は少し当初よりはゆるんできておるの
ではないか。このゆるんできておるこ
とと、やはりいろいろな株価の諸条件、
そのほかにこの間ちよつと新聞で見
たのですが、山一とどこかが三月期決
算の予想を立てておられますが、いざ
いざかなり好調な見通しを発表してお
るというふうな語調の状況から見ます
と、私どもも一―三月の鉱工業生産
が政府の期待のようにながらないの
ではないかという感じが強くしておるわ
けです。一月の状態は、特に二十四日
の発表が待たれるわけでありまして、特

に全体の総合指数で見ますと、今の形
では確かに十二月に下がってございま
すが、個々に内容別に見ますと、比較的大
手の企業に属しておるものの生産は、
内容の付加価値ウエイトで見ても、ま
だかなりどんだん伸びつつあるとい
うように、こまかい内容の鉱工業生産指
数で見ても感ぜられるわけでありま
す。これは後段で触れます設備投資
に、私はやはり大きな関連を持ってお
る、こう思うわけでありまして、
も、一体政府は、鉱工業生産が当分の
間九割で下がるのを期待しておるとい
うことではあります、この一―三月に、
今、日銀の方で少し違うのじゃないか
という感触でお話になりましたけれど
も、何ゆぐらいたの下降率というふう
にお感じになっておられるか。詳しくはわか
らないでしようが……

いかぬと思っておりますが、今の状況
からいいますと、どうもすなわに生産
が下がるようにも思えないということ
だけを申し上げておきます。
○堀委員 これは、これから予算委員
会でも触れたいと思っておりますが、
過去の経済見通しの分析を少しこまか
くいたしてみますと、経済見通しが比
較的それに近い数字で、見通しと実績
に差がなかったのは、昭和三十三年が
一番誤差が少なく、その他は著しく
その見通しと実績の間には差がある。
その中でやはり代表的なものは、設備
投資の見通しが非常に差がある。もち
ろん在庫につきましては、これは非常
に困難なことでありますから、これを
見通せというものは、少し私も無理があ
るかと思っておりますが、設備投資
の見通しというものは、私はもう少し
的確な見通しが立っていいのではな
いかという感じがしております。なぜ
かという、最近の設備投資の動向と
いうものは、だんだんと原価資本係数
が上がってきて、相当に経過が長く
なっておりますから、少な
くとも来年度にずれ込んでおる予定計
画等を土台にして見るならば、かなり
の部分というものは、私はすでに土台
としてあるのじゃないか。その上に足
される部分があるわけですから、もう
少し的確であつてもいいと思つたのであ
りますが、個々に見て参りますと、設
備投資については、一番大きいのは、
三十四年が当初に対して六〇％増、そ
の次は三十五年で五三％増、こうなる
と、見直しなどというものが私はな
くなると思つたのです。この過去のいろ
いろなトレンドをこういふふうにして

なからうか。もう少し落ち方が鈍い
のではなからうか。一月の状況はよくわ
かりませんが、どうも私どもの
感触では一月の生産はあるいは案外伸
びたのではなからうか。これはいざい
一兩日中に統計が発表になると思いま
すが、もし間違いでしたら訂正いたし
ますけれども、案外一月は十二月に比
べてもそう生産は落ちなかったの
ではなからうか。二月三月は今の状況か
らいつて何がしかの生産は落ちていく
と思えますけれども、落ちるテンポが
どうも先ほどのお話より少しゆるい
のではなからうか、ということ、逆に
今の輸入原材料の点にしばって申し上
げますと、原材料の消費水準は予想よ
り高い、原材料の消費量は予想より高
い、そうなりますと、一―三月の原材料
の在庫の食いつぶしはあるいは予想さ
れる一億ドルよりかなり上回るのでは
なからうか、そうすると、四―六月に
も何がしかの積み増し在庫の若干の
のが残ると私ども見ておりますが、そ
の金額は先ほどお話がありました、な
お一億ドル残るとおっしゃる金額より
はかなり少ないのではなからうか。そ
うすると、これは四―六月の間には食
つぶされてしまう。そのときの生産水
準、従って、原材料の消費水準がそれ
ほど落ちなければ当用買入にしろ、そ
のしりとしてはやはり輸入はふえてく
るのではなからうか。しかしその景気
調整策をなお堅持していくという―
これは政府もそういうお考えのよう
でございますが、私どももそれが心配だ
と思っております、その前提で参りま
すと、まだ四―六月の間に在庫率の回
復とか、在庫の補充とかというものは
う大きく起きると思われません。な

ぜなら四―六月における生産状況もあ
るいは政府の見通しよりはテンポが鈍
いかもしれませんが、なお四―五月あ
たりは私は生産が落ちるのではなから
うか、こう思っておりますので、若干の
ランニング・ストックの食いつぶしも
その間に行なわれるかもしれませぬ。
それにいたしましたも一―三月に相当
の在庫を食いつぶしてありますから、
四―六月に食いつぶせる在庫の余裕は
もう幾らもないということから、やは
り輸入はふえてくるのではなからう
か、こういうふうに見ております。
○堀委員 いろいろ問題になりまして、
こへくるときに問題になりますのは、
やはり一つは金融の関連する状態です
きてくるのではないかと申すのです
が、実は当初予想された一―三月の財
政揚超の状態は、案外資本収支の状態
が少しいいようでありますから、外為
における揚超部分が予想よりは少し小
さくなっておるのではないかと私感
じるわけですね。そこで買入オペレ
ーションはこの間予想通りおやりにな
りましたが、当初予想された財政揚超と
の関連で見ると、この一―三月の金融
は少し当初よりはゆるんできておるの
ではないか。このゆるんできておるこ
とと、やはりいろいろな株価の諸条件、
そのほかにこの間ちよつと新聞で見
たのですが、山一とどこかが三月期決
算の予想を立てておられますが、いざ
いざかなり好調な見通しを発表してお
るというふうな語調の状況から見ます
と、私どもも一―三月の鉱工業生産
が政府の期待のようにながらないの
ではないかという感じが強くしておるわ
けです。一月の状態は、特に二十四日
の発表が待たれるわけでありまして、特

に全体の総合指数で見ますと、今の形
では確かに十二月に下がってございま
すが、個々に内容別に見ますと、比較的大
手の企業に属しておるものの生産は、
内容の付加価値ウエイトで見ても、ま
だかなりどんだん伸びつつあるとい
うように、こまかい内容の鉱工業生産指
数で見ても感ぜられるわけでありま
す。これは後段で触れます設備投資
に、私はやはり大きな関連を持ってお
る、こう思うわけでありまして、
も、一体政府は、鉱工業生産が当分の
間九割で下がるのを期待しておるとい
うことではあります、この一―三月に、
今、日銀の方で少し違うのじゃないか
という感触でお話になりましたけれど
も、何ゆぐらいたの下降率というふう
にお感じになっておられるか。詳しくはわか
らないでしようが……

いかぬと思っておりますが、今の状況
からいいますと、どうもすなわに生産
が下がるようにも思えないということ
だけを申し上げておきます。
○堀委員 これは、これから予算委員
会でも触れたいと思っておりますが、
過去の経済見通しの分析を少しこまか
くいたしてみますと、経済見通しが比
較的それに近い数字で、見通しと実績
に差がなかったのは、昭和三十三年が
一番誤差が少なく、その他は著しく
その見通しと実績の間には差がある。
その中でやはり代表的なものは、設備
投資の見通しが非常に差がある。もち
ろん在庫につきましては、これは非常
に困難なことでありますから、これを
見通せというものは、少し私も無理があ
るかと思っておりますが、設備投資
の見通しというものは、私はもう少し
的確な見通しが立っていいのではな
いかという感じがしております。なぜ
かという、最近の設備投資の動向と
いうものは、だんだんと原価資本係数
が上がってきて、相当に経過が長く
なっておりますから、少な
くとも来年度にずれ込んでおる予定計
画等を土台にして見るならば、かなり
の部分というものは、私はすでに土台
としてあるのじゃないか。その上に足
される部分があるわけですから、もう
少し的確であつてもいいと思つたのであ
りますが、個々に見て参りますと、設
備投資については、一番大きいのは、
三十四年が当初に対して六〇％増、そ
の次は三十五年で五三％増、こうなる
と、見直しなどというものが私はな
くなると思つたのです。この過去のいろ
いろなトレンドをこういふふうにして

見てきますと、私はやはりことしのこの経済見通しは、この部分で少し変わってくるのじゃないかと思う。第一、設備投資の問題につきましては、実績見込みでは、三十六年が三兆七千五百億円、こういうことになっております。どうもこれは将来のことです。少なくとも三兆八千億を少し上回るのじゃないかという感じが私はいたします。企画庁はそれですが、日銀の方は昭和三十六年の実績見込み——これは政府が出しているからということはありませんが、日銀の立場では、これをどのくらいに「ごらん」になっているでしょうか。

○高木参考人 お答えいたします。私も銀行の設備貸し出しの面から設備投資の動きを見ておきますと、設備貸し出しの抑制を始めておきますので、確かに次第に新規貸し出しは減って参っておりますが、現実の公示ベースで見ました本年度の設備投資の動きというものを考えてみますと、それほど落ちてきていないという点から見ますと、年度を締め切った場合の設備投資というものは、やはり三兆七千億円をこえるものになるのじゃないかというふうに見ておられます。正確な数字を今承知していませんので、ただ銀行の設備貸し出しから見た感触から言えば、支払いベースでは落ちてきていない、しかし現実の公示ベースはまだそれほど落ちてきていない。こういう面から見まして、そう大きな変化は三十六年度中には期待できないのじゃないか、こう見ておられます。

するとこの設備投資というものは、私はやはり相当今後の鉱工業生産に関係があり、在庫に關係が出てくるのじゃないかと思う。この点では実績見込み三兆七千五百億円はやや過小に過ぎる、少なくとも三兆八千億円を上回って、高いところで九千億円との間くらいのところは三十六年の実績見込みが落ちつくのじゃないか。ということとは、やはりこの見通しを立てられたものが、さっきの鉱工業生産——三月の關係でこれを見ておられると思うから、これが三兆九千億になるならば、当然一—三月の鉱工業生産はかなり高くなるのじゃないか、私はこういうふうな感じがいたすわけです。ですから、結局この経済見通し全体の問題については、これはまた来年の今ごろも一ぺんやりまされけれども、私はこれは相当狂いがあると思う。そうすると、狂いのあるものを見通しの効用という点が、逆説的ではありますが、相当問題があるのじゃないか。こういう格好になりますと、何とか全体を締めたい締めたいというので、なるだけ内輪に指数を出す。もしこれを高い指数を出せば、安心感でまたみな走る。内輪に内輪を出して、いろいろな係数のバランスをとる。これが国の予算に關係をしてきて、悪循環のスタートは、私はここから始まっているという感じがしてなりません。しかし、ここは子算委員会ではありませんから、その問題はそこまでにします。

○中野(正)政府委員 ただいま御指摘がありましたように、三十七年度の設備投資は一体どの辺でおさまるのか、またどの辺でおさまるべきかという政策的なこと加味して数字を作るわけでございますが、当初われわれが昨年の十一月くらいに見通したときは、これは相当金融で締めつけても三兆七千五百億というものは、相当押えつけた数字で、御承知のようにこれは大蔵省、日銀が中心になって金融ベースで相当削減をされる、それから通産省が当初一兆八千億くらいの通産省所管のものであったものを、一兆六千億にし、さらにこれを削減するという昨年十一月、十二月くらいの情勢を見れば、だんだん十一月、十二月くらいをピークにして、設備投資もおさまってくるのじゃないかということ、三兆七千五百億や、これはわれわれも押えききな数字として出しております。それで実は三十七年度についても、われわれが事務的にいろいろと通産省あたりの話を聞いてやってみますと、自由化を控えて相当各企業というものは投資意欲が旺盛なわけでありまして、それからまた電力等の基幹部分については、当然経済の発展につれてふやしていかねければならぬ。もちろん鉄鋼その他いろいろな分野では相当計画を繰り延ばしております。しかし、いろいろ積み上げてみますと、なかなか三兆七千五百億を下回るといふことはむずかしいのじゃないかという計算が出て

参るわけでございます。しかし、かりに設備投資を押えないということになると、国際収支が下期均衡といういわゆる至上命令といえますか、そういう目的が達せられないという壁にぶつかった結果、これは、まだ通産省の方では現在各社からそういう三十七年度の経済情勢を十分説いた上で、設備投資については最も慎重に、できるだけ削減できるものは削減し、ほんとうに自由化等に備えて、今後国際競争力をつけるという意味で、最小限度にとどめるように指導をしておられます。ただ現数字は出ておりません。従って、三兆六千九百億の内訳を示せと言われますと、今内訳を作るとそれより大きなものになってくるわけで、どうしても通産省を初め関係省で、そういう意味合いで全般の経済政策とにらみ合わせ削減なり、繰り延べを指導していただく。また同時に金融機関でもその各行政機関とも連絡をとっていただいて、そういうふうな協力していただくという前提で、この三兆九千五百億という数字ができておるわけでございます。

○堀委員 すると、この際、この見通しは客観的な見通しというよりも、政策的配慮に非常にウェイトがかかっておるといふふうな理解した方がよろしいですね。

○中野(正)政府委員 今度の見通しの際は、私の方の藤山長官が再々言われたのですが、今度の見通しというものは、いわゆる努力目標ということをはっきり何度も国会で言われておりますし、世間でも言われて、その意味では、今までの見通しは、見通しを立てたらどうもそれよりも生産も上がるし、所得も上がるし、そういう例が多いものですから、それでまた壁にぶつかったということもございしますが、そういうふうな見通しでなくて、政策を前提とした努力目標の結果として出てきた数字だといふふうな御了解願いたいと思っております。

○堀委員 日銀の方にお伺いします。これは何も来年ということではなくて、今後の設備投資という問題についての基本的な問題について伺いたいと思っております。経済白書では限界資本係数の上昇が当面設備投資の増勢に拍車をかけている。さらに資本財関連部門における資本蓄積が低いというふうなことが背景となつて、投資が投資を呼ぶという格好になったのだと述べておられます。私も過般の委員会で、いろいろな企画庁の中の指数を拝見しますと、なるほど投資が投資を呼んでいるという部分は確かに理解をされる部分でございます。投資が投資を呼んでおるといふことは、逆に今度は設備投資が急激に下がってくるときには、異常な状態が起こるといふことを裏に内蔵しておる、そういうふうな判断をするわけですが、それ以外に日銀として現在の設備投資がこのように盛んに行なわれておる原因を何かお考えになっておると思いますが、ちょっとお答えをいただきたい。

○高木参考人 所見を申し上げますと、現在企業の設備投資意欲がこれだけ強い背景は、もちろんいろいろあると思っておりますが、第一には、業界内のシェア確保の競争というものが非常に激しいようございします。従って、設備投資の中には、その面での重復的な投資もけっこうあるのではないかと。反面自由化を控えておられますから、これに

るところの自由化対策としての合理化投資、近代化投資、これも相当多い。いろいろなフクターがその間に入っておると思うわけです。よく言われるのですが、どうも自由化を控えて合理化しなければならぬときに、金融を引き締めるのは何だという非難を受けますけれども、しかし今の何兆円という設備投資が全部合理化投資ではなくて、その中には先ほど指摘したのもございませぬ。今の程度の引き締めが、自由化に備えるところの合理化をおくらかどうかという問題については、私はむしろ疑問を持っております。それは企業の判断でございます。このワク内においても十分近代化投資は進められておるものだ、こういうふうに判断しております。要するに幾つもの要素があげられるのじゃないか、こういうふうに思っております。

○堀委員 その幾つもの要素を個別におっしゃっていただきたい。
○高木参考人 何といまして第一には業界の中の競争が激しくて、シェア確保のための投資競争というものが、これは無視できないと思ひます。それから自由化対策としての近代化、合理化投資というものが第二の項目にあげられるのじゃないかと思ひます。第三には、技術革新の時代でございますから、自由化対策という面を離れまして、そういう面での技術革新に伴うところの設備投資、そういうようなものが基本ではないかと思ひます……。

○堀委員 業界の側について見るとそういうことだと思ひます。いわゆる政府の所得倍増計画というもので長期的な需要は保証されておる。本来的には企業自体が設備投資をやるについて

は、企業自体としてリスクを覚悟しなければならぬわけですが、そのリスクに対する不安感というものは、少なくとも所得倍増計画の中ではまあまあ安心だという一つの安心感がある。一つはドラスティックな低金利政策というものが一本の柱として立っておるわけですから、日本の金融構造上から見れば、これはもう設備投資を推進しておる非常に大きな力になっておるのじゃないか。

もう一つ、その中で最近の建築単価の値上がりといひますか、物価高の方向が、やはり少しも早く設備投資を増進しておるのじゃないか。これはシェアの拡大にも関連をしますけれども……。今の建築の単価及び人件費等のおるものであったにしても、今の池田さんの政策の一つの面がやはり設備投資を急増させておる大きな原因だ、こういうふうには考えますが、日銀はその点についてはどういふふうな考え方をしておりますか。

○高木参考人 池田さんの政策かどうかということはちよつと私の申し上げる限りではないのでございませぬが、現在の雰囲気の中で今の御指摘のように昨年あたりの設備投資の盛り上がり方というものにつきましては、私はやはり業界の中にも所得の倍増というものがマーケットの倍増なんだ、こういうふうな受け取り方があったのじゃないか。それは一体受け取りの側が悪かったのか、打ち出し方が悪かったのか、この辺は別といたしまして、そういう感覚が経済界になかったとはいへないと思ひます。その面がやはり一昨年から昨年へかけて設備投資はもう少し鎮

静をするかと思つていたのです。おそらく一昨年あたりは昨年の設備投資を前年比一割増しくらい政府として見ておられたのではないかと思ひます。それが今お話のように三割以上というふうになつておるには、そういう影響は確かにあったと思ひます。それから最近の土地の値上がり、人件費の値上がりで実は設備費がそれだけややはり高くなつた、資本費負担がかさんできておるといふことは、これは会社の担当者などからそういう話を聞くことがございませぬ。ただそれが政府の政策云々かどうかということになりますと、ちよつと私も判断もいたしかねませぬし、お答えできる問題じゃないと思ひます。低金利の問題は確かに昨年の一―三月あたりのああいふポンド・オープンなどが非常に急激に伸びたというふうなことも関連して、それがやはり昨年の上期の設備投資を促進した影響というものはこれはやはり皆無とはいへなかつたと思つております。

○堀委員 そこで、今の低金利の問題なんです、私も諸般の情勢から判断をして、この間も総裁がお見えになつて公社債のオペレーション問題をだいがここでやりました。結局こういう問題のずつと詰まっていきましたところ、やはり公社債流通ができるかできないか、できなければ市場などできるはずがない。そうすると長期債の金利というものは動いてもいいのではなからうか、こういう議論に発展をしていくと私は思ひます。ところが政府は依然として長期金利を含めて金利は上げないといふ一つのはつきりした見通しが立つておるとするならば、そのことはイコール設備投資をやつてもよろしい

といふふうには――私どもはやつてもよろしいといふふうな、やりやすい条件に置いておきますよ、ということのよらに、私どもは理解をせざるを得ない一つのポイントがあると思ひます。そこで今度は設備投資の問題で感じるわけですけれども、たとえば自動車のようなものを例にとつて、自動車は非常に自由化対策として投資をしておりませぬが、日銀としては、こういう設備投資の合理化に対する国際競争単位に到達する形の問題ですね、今の日本の現状の企業で、私どもも今のところは、まだいいが、いよいよ自由化という前で、競争をするために非常に大きな設備投資をして生産を上げてきたときに、国民の消費水準との関連で国内需要がそこまで追いつけるとは私ども思ひませぬ。そうするとそこへギャップができて、そのギャップができてくるならば、稼働率をそのままにするわけにはいかないから、稼働率が下がると資本コストが下がってくるということ、これは重大な混乱が自動車工業等についても起こるのではないかと、こういう非常に不安がしてなりません。そこで、大体現在の日本の石油精製あるいは化学繊維あるいは自動車工業というふうな、外国からの技術導入によつてやっておるものが考へておる国際競争単位というものと、実際の諸外国における国際単位というものととの間の差をどのように考へておられるかちよつと伺ひたい。

○高木参考人 個々の産業の事情につきまして、私どもも精通しておるわけではございませぬので、自動車工業は今のような状況でいかどうかといふことはなほはお答えしにくいのであり

ますけれども、率直に私の感じを申し上げますと、どうも現状のような企業の分散した状態で、それが個々に自分の設備をだんだんふくらましていくといふふうなもので、似たり寄つたりのものが幾つもふえていくという形が、欧米の自動車工業と比べて一体これでは国際競争上いかどうかといふような感じを確かに受けるわけではございませぬ。ただ、具体的に自動車工業をどうするかといふような問題になりますと、産業行政の問題でございませぬ、通産省からでもお答え願う以外にないと思ひますが、そうした意味でも現状のような設備投資の進み方で、一体自由化後の国際競争力強化にほんとうにプラスになっていくかどうかといふと、その点は確かに私どもとしても何となく割り切れないものを持っておりますわけではございませぬ。さて、それではどうするかといふことは、これはどうも中央銀行が直接そういう産業にタッチすべき問題でもございませぬので何でございませぬけれども、所見として、現状でいいのだという感じではなからうか、このままではどうもほんとうの国際競争力の強化になるかどうか、むしろ疑問を持っております。こういう考え方でございませぬ。

○堀委員 調整局長に伺うのではなくて、これは大蔵さんのところになるのかも申しませんが、今の問題で大体合資、石油化学、自動車と今の典型的な花形産業ですね。これはもう各国の現在の単位というものが非常に高くて、これから少々やってみても私は必ずしもそこまで追いつけない。第一追いつけないのは、さつき申し上げたやうな国内の消費水準が低いために追いつけな

い、こういう問題になっておるわけで、その点からやはり合理化というところに名をかりて、実はシェアの拡大ということが行なわれつつあるような気がしてなりません。政府では、今度は少し独禁法をゆるくしてこれを集中しようというようなことを言われておるようでありますが、私はやはりそういう問題の前に、日本なりに何かの方法がほかにあるのではないかと感じます。その問題が私はこの次に出てくると思ふ。そこで、今のところは限界資本係数がだんだん上がっていきましから、今のところは私はまあまあ投資が投資を呼ぶ格好で何とか自転車操業は成り立っておると思ふますが、一体限界資本係数が上がりつつあるものがピークになって今度下がる。これは一体どこにあるか。これは企画庁が無理ならば大蔵省でもいいし、これだけ経済関係の専門家がおそろいですから、政府側は一体どういふふうに考えられておるか。

○中野(正)政府委員 今先生の御指摘の問題に的確にちよと答えるだけの勉強もいたしておりませんが、御承知のように、所得増進計画におきましては、設備投資の割合と、それから国民個人消費の割合というものは、やはりある程度のパラシスをとるべきであるというところで、大体個人消費の割合は五七、八〇というふうな、設備投資については二割以下であるというふうな、これは基準年次をもとにしていろいろパラシスを考えておったわけでありますが、どうも最近の情勢から言くと、個人消費の割合は五二、三〇というところで低いわけでございますね。そ

れで設備投資が今の需要を生むというよりな形で今経済を拡大しておるわけでありますが、こういう形をいつまでも続けていけば、確かに御指摘のように供給と需要との間にアンバランスが出てくる。従って、この前の三十二、三年のときにありましたように、やはり設備投資が足踏みをして、その間に消費の方が伸びるということを一回繰り返した上でまた正常な形に返っていかうかという問題は、そのときの政府の政策なりあるいはこれに対応する経済界の努力なり、態度によってきまってくるのではないかと。われわれの見通しだと、三十七年度につきましては、かりに数字的に簡単に申しまして、五・四〇程度の国民総生産の伸びということになりますと、総支出で約九千億しかふえない。これは参院の木村先生がおっしゃるように、かりに三十五年度の三兆円の設備投資があつて、産出係数が〇・六として一兆八千億から二兆円近くの生産力の増大、それだけの需要をまかなつてもいいじゃないかという事になりまして、非常に需要が足りないのじゃないか、こういうこともあるわけでありまして、しかし現在の一番大事な問題は、やはり下期に国際収支を均衡させるということでございますので、企画庁としても総生産の伸びはできるだけ押える。それにはやはり設備投資をスロー・ダウンさせて、その間に消費は順調に伸ばしていく。この消費も、最近のようにあまり旺盛過ぎますと、いろいろの面でまた問題が起こつてきて、特に消費者物価、これはこの問題ばかりではございませんが、消費者物価が高騰を続けるという

ことで、今物価問題にわれわれ真剣に取り組んでおるところでございますが、そういうことからいいますれば、来年度はこれを鉱工業生産に引き直してみますと、やはりどうしても操業率は落ちて、企業としては相当苦しい。しかしそれだけに輸出圧力はここにかかつてきて、国際的な環境をよくするような努力をして、輸出方面にそれを活かしていききたい。それ以外に手はないのじゃないかということも皆さんにわかっていたらできるうちに、われわれとしては努力をしているつもりであります。

○堀委員 まあお気持はわかりませんが、それと離れて、客観的に経済はやはり動いておると思ふます。そうすると、今の動きのままでは、二十六年—二十八年の間の限界資本係数は一・二二、二十九年—三十一年が一・六八、三十二年—三十四年が一・九三、だんだん今のところ限界資本係数は上がりつつあります。これは石油とか鉄鋼のような大きな装置産業が土地を買い、新設備をやるといふことの中で当然起きておる現象だと思ふのですが、無限にそういうふうな土地造成をやれば、新規設備をやるわけにいかないです。それから、期間がだんだん長くなっておりまして、時間がたてばその部分は過ぎてしまふ。過ぎてしまふと、結果として大きな装置産業で内容をちよとこまかく点検をしてみても、鉄鋼について千トン以上の高炉と千トン以下の高炉の比率も圧倒的に千トン以上がふえつつある。あるいは石油についても今同様な現象が起きつつあつて、さあ、これがフルに稼動しなければならぬところになって、その高炉の操短を

やつて、火を消すわけにはいかないという事は、私は、裏側に問題として出てくるのじゃないか、そう思います。から、そこで限界資本係数が相当急激に下がってくるところが、将来の予測としてなければならぬ。その限界資本係数が下がってくる予測のところにポイントにして、逆に設備投資をコントロールしていかなければ、今のこちからだけものを見れば、今のこちへいったらどういふことが起こるのか。企画庁でお出しになっておる資料でも、投資が投資を呼んでおる状態でも、しダウンがきたら、ここで著しくアンバランスが起こるといふことをあなた方ちゃんとしておるわけですか。これについては相当いろいろな危険が起こる、ことに企業採算の面を含めていろいろな形の無理が集約的に出てくる時期があるといふことを、日銀の方でもおっしゃつておるわけですか。では大体こちらで限界資本係数が下がり始めるという見通しをなして、日銀としては設備投資のコントロールをされるのか、企画庁はそういう見通しを立てられるのか。なければ、私はきわめて無責任なコントロールの仕方になると思ふのですが、この点について日銀の方はいかがでしょうか。

○高木参考人 私どもの方としましては、そういう見通しを全然持っていないわけではございません。ただ過去におきましては、御承知のように、今の投資が投資を呼ぶ形で過剰生産が起きやせぬかといふことは、実はこの二、三年前から繰り返して言われてきたわけですが、それが今日まで至りましたのは、いわば投資が投資を呼ぶというやうなことで、新しい需要を生んでその間の

バランスがとれてきた、御指摘のように、この辺で需要の方が足踏みしてくる、それから、今のところ限界資本係数は非常に上がつてきておるわけですが、これがどつつかで設備が完成して稼働すれば非常に供給力がそこでプラスされていく、こういう懸念は私もも持っております。それがいつごろかというところでございませうけれども、どうも今の状況からいけば、これが一挙に出てくるというよりは、来年あたりからじわじわとそういう生産能力の増加が加わつてくるのじゃないか、こう見えておるわけでございます。そのときにどうするかという問題があるわけでございますが、ただ私の感觸としましては、とかく日本経済については供給超過に対する懸念が従来強かつたやうでございます。実際の経済は、逆にどちらかというところが必要超過になりがちの状況で今日まで来たわけでございます。今後経済の基調がここで大きく転換するかどうかという問題もございませうが、何分日本の現状としては、たとえば社会資本の蓄積が非常に不足している。いろいろの面で、たとえば公共投資面ではもつとやつていたただかなければならぬ面がたくさんあるというやうなギャップがございませうので、やはり今後そういう公共投資の面とか、消費もおそらく長い目で見ていけば、趨勢としてはだんだん上がつてくる、そういう形で需要構造が少しずつ変わりながらその間のバランスがとられていく、一挙に大きな過剰生産の経済がくるといふやうなことは、政策がはなはだまずければ別でございますが、何とかそういうものを回避しながら経済を伸ばしていくという道は、やはりある

のじゃなからうか。これは企画庁の方の仕事かもしれないが、一がいに過剰生産不安というものにおびえているわけでもないわけでございますが、ただ、今のお話のように、こういう高い限界資本係数がいつまでも続くことはない、下がってきたときに、やはり一つの問題が出てくるという問題意識は私どもは持っております。

○堀委員 次に問題を金融の方に戻して参りたいと思いますが、今の問題は非常に重要で、局長が今おっしゃったよりは、そういう現象が現われてきたときには、加速度的に各種の要件が集中してくるのじゃないか、これは皆さんの方でも、かなりそれについては、集中をした場合のいろいろな角度での問題の検討をしておられることも私は拝見しておるわけですが、私は全くもつともだと思ふ。企業採算の面からも、いろいろな面からそれは集中的に出てくるという事は、今おっしゃるようになります。これは政策的に対応の仕方もあろうかと思ふますが、大体投資が投資を呼んでおるといふことは、主として投資財、生産財のあれであつて、消費財がふえておるわけではないのですから、それをいきなり吸収しようと思つても、それは公共投資で吸収のできる性格のものではないわけでありませう。ですから、そういう点ではわれわれは供給過剰という重大な危機の前に実は立たされておるといふ危機に對する認識、所得倍増計画などというたんたんなるハイウエーがあるわけではないのだという認識がないと、日本経済は重大な曲がりかどを曲がらなければならぬと気が早晩くるだろう。その点

については木村さんも触れておられますが、こまかい分析をした中でも、私たちはもっと政府はこの点に對して見通しを明らかにして、企業に對して設備投資への関心をもう少し喚起してコントロールすべきではないか。そこを触れずにおいて、ともかく所得倍増という広いたんたんなる道ばかり申しておいたのでは、これは大きな問題が生ずるだろう、私はこういうふうに感ずるわけですが、そこで、最終的に金融關係でちょっと伺つておきたいと思ふのですけれども、大体日本銀行といふものが今やっておられるやり方は窓口で資金量を縮めて、そこで引き締め政策の堅持ということが先ほどからも盛んに言われておるわけですが、最終的に、今日日本の中で鉱工業生産指数をコントロールし得るものは、切り札としては何かといへば、これは金融を縮める以外にないのだ、こういうことになつておるわけですね。この金融の締め方も、金利操作ではもう締められない。窓口で量的に縮めるのが精一ぱいだ、こういうのが事実だと私は思ひます。しかし、日本の金融構造全体を見ますと、そういうことがきつめて困難な現状になつておる。諸外国の金融の構造と違つて、日本の特殊な金融構造といふものは、そういうことをきつめて困難ならしめる構造になつておるのにかかわらず、一番困難な方法でやれといふことが今要求されておるのじゃないか。そこで一体日銀として、まあやっておいでになるでしようけれども、もう少し何かほかの方法も考慮があつていいんじゃないかと思ひますが、今の金融構造に關連しての金融政策についての効果について、お考

えがあればちょっと聞いておきたいと思ひます。
○高木参考人 お答えいたします。御指摘の問題は非常に大きな問題でございます。あるいは總裁が伺いましたときに總裁から御答弁申し上げた方がよかつたかと思ひますが、従つて一事務家としての所見を申し上げますと、確かに日本の金融構造の現状といふものはいろいろ問題を含んでおると思ひます。少々言へば、戦後これだけ急速なテンポで復興し、そのあと引き続いてこれだけの経済の成長をしてきている、それに應ずるところの通貨の供給をするにいたしましては、あるいは今の形が割合に迅速に通貨を供給するには役立つかと思ひますが、その反面、いわゆるオーバー・ローンとか、企業の立場からいへばオーバー・ポロイングというふうな形が出てくる。それから金融機関の段階でいへば、これが欧米の例でいへばおのずからその支払い準備概念といふものがあつて、銀行経営、金融機関の経営も預金準備に對してどのくらいの信用膨張をすれば、この辺で経営上あぶないからチェックすべきだとか、おのずから金融機関自身の中に自律的な経営原則があるわけでありませう。今のようないオーバー・ローンの状態では、支払い準備といふような概念も制度的にはできておりませうけれども、そこでどうして締めなければいふほど強い觀念を、金融機関の経営者が今欧米流の準備觀念を持つておるわけでもないといふ点からいいますと、通貨としては出しいい態勢かもしれないけれども、ある程度の節度を保たしめるといふ点からいいますと、確かに御指摘のよう

に今の金融構造については問題をはらんでおると思ひます。ただ、今までのこの問題につきまして、いわゆる金の融正常化という言葉で繰り返して私どもも言ひ、世間でも問題にしてきたにかかわらず、それがまだあまり進んでいないといふことは、いかにも日本の経済の成長が今まで早く、この成長過程において金融構造の改革といふようなものに手をつける適當なチャンスをつかみ得なかつたといふことではないかと思ひます。当面こういう景気の調整政策が進められ、経済も次第に落ちついていくと思ひますが、そろそろ今後の落ちついた経済の段階においてこの金融の構造をどうするか、あるいはその金利機能の活用といふことをもつと真剣に考えよとか、いろいろ問題があるんじゃないか、これは私も自体的問題でもございませうので、こういう問題をこの次の機会には真剣に取り上げるべきだ、こういう考え方を深く持つておるわけでありませう。現状におきましては、何分オーバー・ポロイングの状態でございますので、金利がそのまま欧米流に働かないといふのは御指摘の通りだと思ひます。従つて公定歩合を上げましても、それだけで今度は自律的に資金の需要が押えられるといふわけには参りませうので、反面窓口規制をどうしても併用していかなければならない。こういうような正常な金融状態からいへば、変則的な金融政策がとられておるわけでありませうが、長い目で見ればこういう形が常態としていいとは思ひます。機会を見て正常化はぜひ進めていかなければいふかぬのじゃないか、こういうふうにお考へておるわけでありませう。

○堀委員 経済の成長が非常に早いので、実際に手をつけることができないとおっしゃるところは、私ども全くその通りだと思ふのですが、そうすると所得倍増計画があつたままの形であると、今後十年間は金融正常化は手がつけられないのじゃないか。裏返して言ひますと、成長はなかなかスロー・ダウンしないのだ、現実にはするでしよう、しかし政府の考えはしないのだといふことになりませう、今の通貨供給の状態を大幅に変更することはとてもできないといふことになれば、このオーバー・ローン、オーバー・ポロイングはますますひどくなつていかざるを得ない客観的な情勢に置かれておるんじゃないかといふことになつておると思ひますが、一体この形で行き着く先はどうなるかといふ点ですね。これはこの間から非常に問題になつておりますけれども、公社債流通市場の問題といふことも、やはり金融正常化を離れてはあり得ないのであつて、大蔵省の方では、政策的にいろいろと、率直に言つて少しあせつておられる感じがしますが、私は本体を離れて末梢でいろいろのことが行なわれても、率直に言つてこれはだめだ、そういう感じがいたします。この前もだいがこの問題を論議いたしました、金融正常化といふのはやはり大体金利が自由に動くといふことにならない限りだめじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。
○高木参考人 私は、今のお説に全く同感でございます。本来の金融の正常化した姿といふものは、金利の本来持つておる調節機能が十分に働いて、これがおのずから経済活動全般をある

いは刺激し、あるいはこれを調節する、こういう形でこそ、それから金融政策というものは何れも万能なものでも何でもございませんで、そういう金利の自動調節機能においてこれを改造していくのが、金融政策の本来の役割であります。そうすれば政策も非常にスムーズにいく、経済の行き過ぎあるいは停滞というものも、そういう面からチェックできていくというふうで、望ましい形、あるべき形はやはり金利の自動調節機能復活を中心にして、金融のもろもろの面が正常化していく、こういうことが一番望ましいんじゃないか、私もいつもそれを考えておるわけですが、現実との間のギャップをどういう形で具体的に埋めていくかということに非常に悩んでおるわけでございます。御指摘の、たとえば社債市場の問題その他につきましても、これが実際に流通という以上は自由に売買されるようなことを前提として考えまさんと、一方的にただ買えばいいんだということではこれは流通じゃございませんで、正常化の姿としては、自然にある値段で右から左へも、左から右へもそれが引き取られていくんだ、こういう形を前提にしているのを連んでいくということが当然だと考えております。

○堀委員 きょう、理財局長来ておりませんで、きょうは証券取引審議会をやつてこの問題をやつておるようですから、次の機会に譲りまして、そこで私ちょっとその問題に関連して、今の金利が自由化されておる唯一のものは、日本の場合にはコールが自由化されておる唯一のものだと思ひますが、これに自衛レートというものがつづら

れているわけですね。これは大月さんの方に伺ひますが、自衛レートというのはどこがつけるのですか、大蔵省の方にイニシアチブがあるのか日銀の方にイニシアチブがあるのか、大月さんどうですか。

○大月政府委員 これは民間の金融機関の申し合わせでございます。

○堀委員 日銀に伺ひますが、民間の金融機関が、現実にはレートを上回る処理をしなければならぬ。ここはまさに自由市場でありますから、それをしなければならぬ。そこで、自衛申し合わせというものを自分たちが守らないでおりながら、なぜそれをするのかということをお伺ひしたい。

○高木参考人 お答えいたします。その点私直接そういう問題にタッチしておりませんで、全くの私見で申し上げる以外ないと思ひますが、自由レートなんだからどんなレートが出て、そのときの需給関係などで当然じゃないかというふうなお話も、私当然だと思ひます。思ひますが、結局コールというものは、ある金融機関のくろろと向士の相場なんだ、あんまりとつびなものが出て、いかに金融機関は不当なことをやつておるというふうな非難を受けるのもなんだし、要するに限界レートでございますので、出ますのは、これはお互い金融機関のくろろと同士だから自衛して、こう、こう程度に解釈すべきものじゃないか。個人としてはそう思つておりますが、あるいはそういうことでないかと思ひませんで。

○堀委員 この間からコール問題で次官はお答えになつておるのですが、片一方に自衛レートがあるから、何とか

コールは自衛レートの中でやらせなければいかぬのだということと理財局長の方で答弁をして、次官も、そういうことなのだからというお話なんです。私は、私はどうもこの自衛レートというものは、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るといふのですか、ともかく看板だけ上げておるけれども、現実には自分たちに都合のいいときだけ自衛レートを使う。都合のいい、悪いという表現がいかどうかわかりませんが、実際はあつてなきがございませんで、私は、金融正常化というなら金利の自由化ということなんだ、金利の自由化ということなら、一番自由に動いておるところを、一べん自由化してみたらどうか、こんな自衛レートはやめたらどうか、こう思ひますが、大月さんどうですか。

○大月政府委員 若干今の自衛レートの問題について、御説明申し上げる必要があるかと思ひますが、上げますけれども、現在の金利につきま法律上の制度は、臨時金利調整法に基づきまして、一切の金利を規制しております。これは最高限度を規制するという方式でございます。コールの問題につきましても、昭和三十三年までは、同じく臨時金利調整法に基づきまして告示がございまして、翌日ものレートを一銭というようにきめておつたわけでございます。ところが、御存じのようにコール・レートは、翌日ものもあり、無条件のものもあり、月越しものもあり、いろいろな種類のございまして、当時も、翌日もの一銭というものは守られておつたわけでございますが、金融の情勢からいたしまして、無条件のものその他はそれを相当上回

る。そうしますと、翌日ものとその他の条件のものに非常にアンバランスができて、こういう不自然な現象ができたというのが一つでございます。それから第二の問題といたしましては、昭和三十三年、その前三十二年、三十年、そのころまではインフレなご拡大というふうなことで、金融も比較的平静でございまして、コールのレートも落ちついておつたような時代でございます。先ほどの調整局長のお話のように、次第に自由化でもできるということならば、まず手をつけるのなら、金利のうちで最も自由であるべきコールで一べん自由にしてみようじゃないかという、実験的な気持ちもございまして、やや前向きな姿勢ということ、その告示を廃止いたしました自由にいたしましたわけでございます。ところがその後三十二年に、御存じのようにならば、自由な金利が当時で最高六銭八厘というふうな金利が出たわけでございます。これがやはり当時の金融界の問題にもなりましたし、国会でもおかしじやないか、幾ら金利が自由であるといつても、六銭八厘というふうなべらばうな金利はない、実害から申しましても、やはり社債市場その他にも影響があるというふうな実害もございまして、政府の方でも、やはり完全自由というのはおかし、これは早過ぎたんだ、こういうことで行政指導をやりますし、日本銀行の方でも、これはあまり極端だというふうなお話もございまして、それじゃ一つ自衛してもらおうじゃないかということ、六銭八厘から、多分三十二年の九月ごろだったと思ひますが、三銭五厘という

自衛レートを民間の方でもきめていたといういきさつがあるわけでございますが、金融の情勢もまた逐次おさまつて参りましたので、それを下げ参りました。全体の金利水準も、御存じのようによつと下がつて参りましたので、それに應じて自衛レートは下がつてきて、それで現在の二銭四厘というふうな姿になつておるのであります。われわれとしても前向きな政策を、いろいろ実験的にやつてみてなかなうまいかない、そうかといってコールを統制するということのも行き過ぎであらうというふうなことで、実は率直に言ひまして、お話のような中間的な段階にございまして、割り切れないというお感じをお持ちになるのももつともだと思ひますが、金融界においても、コールの金利が高ければ、それじゃコール市場にどんどん金が集まってくるという情勢かというふうなこともありません。そういう意味で、べらばうな金利が必ずしもいいわけじゃないのだということ、極力自衛に努めていただいておるといふのが実態でございます。

○堀委員 私は過去の経緯が少しくつまびらかでなかつたので、よくわかりましたが、これから一年も、今の諸般の情勢から金融の引き締めをやるというふうなことがわかつておる。そうすると、一体この金融引き締めというものは、何のために起きているかというのを、政策のしりぬぐいで金融の引き締めをやらなければならぬ。そのときに金融としては、何とか金利が自由化して動いていく方が、その政策のしりぬぐいをするにしても楽ではないかと私

は思ひますけれども、依然として金利

第一類第五号 大蔵委員会議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

は硬直をしている。その金利の硬直の仕方が、あまりに現状の諸般の客観情勢と乖離をしているという点に、私は今の日本の経済の中の、自律作用などというものが全然動かないで、それじゃ計画経済かという、計画経済でもないのだ。計画経済ならば計画経済でもよるし。われわれ社会党としてはそうでありませうけれども、まさに前面は経済計画のごとく、裏側は底が抜けている。そしてその抜けた底を金融でふさげというのが現状の日本の経済情勢ではないか。これが大きなシブバシブバを起す、日本経済の一つの問題点だ。西独やイタリアの最近の状況を見ましても、向こうの方はきわめてなだらかな上昇を依然として続けているにもかかわらず、日本だけが上がった下がりという点は、私はやはり政策担当に関連している大蔵省、企画庁の事務当局が、もっと客観的な情勢に対してのいろいろな資料をそろえ、判断を添えて、政策の決定をする人たちに、もっと勇氣を持って当たるべきではないかと思う。その点については私どもは、この間日銀総裁に対しては私どもは、あなた方はともかく政府に責任を負うべきでなく、国民に責任を負うべきだと思つて、この点については、日本経済についての客観的な情勢の見通し、諸外国とのいろいろな比較の中で、正しいコールはかくあるべしという姿を、もっと勇氣を持って出していたかなと、政府はいいでしようが、これによって困るのは私は国民だと思つて、国民は上がった下がり、その中でそのしわが寄るのは低所得の諸君だということになるならば、事務閣

係の皆さんは、客観的な分析をよりつまびらかにして、見通しに対しての確信を持って、そして政策担当者に対して言うべきことは言っていたかなければ、私は困ると思う。

本日は日銀に來ていただきまして、以上在庫投資、設備投資及び金融について、当面いろいろと疑問に思つております点を承りまして、私は非常に勉強になりましたが、今後とも一つそういう角度で、皆さんの御精進をお願いしたいと思います。

○小川委員長 この際委員長より一言ごあいさつ申し上げます。

参考人には御多用中のところ、長時間にわたって御出席をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時三十分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、酒税法等の一部を改正する法律案及び関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。質疑の通告がありま

す。これを許します。広瀬秀吉君。○広瀬(秀)委員 きょうはせつかく大臣がおいでになりましたので、この間実は主税局長を中心に国民貯蓄組合の問題について質問をいたしたわけであ

りますが、その中で去年から——これは三十八通常国会においても大きく取り上げられ、問題にされたわけでありますが、国民貯蓄組合のあつせんにか

かる貯蓄の非課税の措置の問題であり、三十八年三月現在で調べたところによりまして、組合数が九万四千、組合員数が六千七百七十七万六千

人、金額にいたしまして四兆六千六百十五億九千九百万円という膨大な数に上つておるわけでありまして、これを有業人口と対比いたしましたら貯蓄組合の加入者の割合は一五・三・数%、有業人口が全部入ったほかに五割もよけい

に入つておるといふような勘定になつておるわけでありまして、一世帯当たりでも三・一人、こういうような状況になつておるわけでありまして、ここでこのようなことが行なわれるというこ

とは国民貯蓄組合法の乱用が現に行な

われているのではないかと、このこと、私も追及をしてきたわけであり

ますが、この点について大臣はいかようにお考えになるでしょうか。○水田國務大臣 乱用が行なわれていることは事実でございますので、この乱用防止についてはいろいろ私ども前

から金融機関の指導もやりましたが、なかなか実績がそう上がりませんので、御承知のように昨年一部の金融機関について調査を行なつて、乱用の事実が相当出て参りましたので、他の金融機関に対しても厳重にこの是正の措置をとるよう、今指導しているところでございます。

○原政府委員 国民貯蓄組合預金の監査につきましては、たしか一昨年の終

わりぐらゐから、第一線の税務署でいろいろな契機でばつばつ監査が行な

われておるかという実態について調べた範囲内でお答えをいただきたいと思

います。

されたのであります。その調査の概況については、どんな場合に乱用が行な

われておるかという実態について調べた範囲内でお答えをいただきたいと思

います。五千万ぐらゐになる。総体の支払利息総額に對しまして、四割五分ぐらゐになると思つて、課税漏れ二億七千万程度というところは、源泉徴収一割の税率でございますから、税額にしますと二千七百万円は納めていたか

らぬという数字になります。この二千七百万円は、銀行が納めてくれており

ました六億八千万の一割、つまり六千八百方に比べますと約四割ということ

になりますので、四割だけ増加になるといふようなことになっております。もちろんこのふえ方は銀行、店舗によつて違つておる。土地の状況によつても違

うと思つて、当然違つて理由もある

ので、また銀行のやり方によつてもいろいろ違つておると思つて、ただいまの二千七百万、ほかにこういうふう

に思つて、源泉徴収加算税というのを徴収することにしたしております。この分が五百八十万ばかり、総合計、税額として三千三百万を私どもの方

て、またおいでいただいで趣旨も説明してお願いいたして、そうして何分かなり期間にまたがったことでありますので、至急それを精査して、あらためて納めてほしいということ、そのときつきました期限が十二月の十日だったと記憶いたします。その時期までにやっていたらよかったということをお願いたしました。その結果、各銀行相当御勉強願って、相当額の追加納税というものがございました。その額が合計で二十五億六千二百万というのが私ただいま手元持っている数字で、これはその後整理いたしました若干動いておるかと思いますが、大体その程度でございます。

○**廣瀨(秀)委員** それは三十五年の四月ごろからの分ということですか。

○**原政府委員** さようでございます。厳密に違反を追及いたします場合はその前の分もまだあるわけでありましてけれども、いろいろな事情を考えまして、当時出しました文書では三十五年四月以降の分は必ず間違いなくやっておりますと書いてございます。そういういたしました趣旨は、まあいろいろ考え方のあることで、ある意味では、そういうと非常に恥ずかしい次第ですが、世間周知だというような事情もあつたと思ひます。そこで、とことんまでさかのぼるといふのもいかがかということをお考えまして、それでどこまでさかのぼるかということをお考えましたときに、貯蓄組合制度の問題は、利子所得の課税問題と非常な相関関係を持つて事務が動いております。といひますのは、昭和三十三年の四月と三十四年の四月に利子所得の課税問題についての相当大きな変更がございました。三十

二年の四月の前までは利子所得は全然非課税であるということにして、源泉徴収も何もなかったのであります。ところが三十二年の四月からは長期の分は別として、短期の分については一割の源泉徴収をやるということに相なりました。次に三十四年の四月には、長期の分も一割源泉徴収させるといふふうに変更しました。私、当時見ておりますと、大へん遺憾なことだと思つておりますが、その税が短期にはかかる、あるいは長期にもかかるという時期に、国民貯蓄組合預金というものが非常に急激な増加を示したのでございます。これは預金者が今までの預金を国民貯蓄組合に正当に振りかへたというだけかどうかがかなり疑問だといふうに私は思ひました。何分三十二年というのはいさぐさい、そこで三十四年という年をとって、そのときから課税になりましたのは、長期といふのは一年以上の預金でありますから、その分が課税になるようになったということでありまして、そうしますと、それ以後の分で一年以上の分、利払い期が来ます分は三十五年の四月以降に利払い期が来るという勘定になるわけですから、そのときを境にするというのが、これはまああじつつけかもしれません。が、そういうこともあつて、そのときをもつてただしていただくという気持で、そういうふうなことに扱って、お願いしておるということでございます。

○**廣瀨(秀)委員** 二重加入の禁止という趣旨で三三ノ二が三十二年に追加されておるわけでありまして。その後国民貯蓄組合の組合員数も、三十二年の四千六百万から、三十三年五千二百万、三十四年六千二百万、三十五年六千七百五十万というふうな増加の傾向をたどつておるわけでありまして、一体この二重加入という概念はどういうことであるか、これを明らかにしていただきたい。

○**大月政府委員** 二重加入と申しますのは、ある特定の預金者が、たとえば窓口の組合に加入いたしました。具体的にはAという銀行の甲という店の預金者貯蓄組合に加入いたしますと、それ以外の店において貯蓄組合に加入してはいけない。それからかりに地域組合に加入したおるといふいたしますと、窓口組合はもちろん、その他の組合にも加入してはいけない。同一人に対して一組合、こういう原則を表明したものであります。

○**廣瀨(秀)委員** 先ほど私があげた数字から容易に推論できることは、三十二年にこの条項が国民貯蓄組合法において追加修正され、以降においても、なお一重加入、二重加入の事実があつたという二重加入を物言つておると思ひます。その点間違ひございませんか。

○**大月政府委員** 必ずしも二重加入がふえたということではないと思ひます。いろいろ貯蓄組合に入つておる人があるいは預金口座、そういうものも総体的にふえておりますので、そのふ

え方に比較しまして、特に貯蓄組合員の数が増えているということでもないと思ひます。

○**廣瀨(秀)委員** これは具体的に私どももなかなか調べるわけにはいきませんが、けれども、これだけの数字があつておける、銀行局長が、この法律の意味における二重加入はほとんどないのだという、そういうような答弁で一体よろしいのですか。実際にこれはあると見るのが適当であり、またこの数字と見ると、当然そういうものを物言つておると思ひます。もちろん単一の銀行の窓口で幾つもかに分割すること、そういう行為は現にあるということ、は認められておるわけでありまして、そういう場合は、一体この二重加入には該当しないのですか。

○**大月政府委員** 私、先ほど申し上げましたのは、二重加入ではないという意味ではございませんので、先ほど非常に多い貯蓄組合の数である、その後ふえておるのではないかとお話ししてございまして、特にその後ふえたという点では、ないと思つてございまして、二重加入という事実、あるいは仮装名義の預金あるいは分割、こういう事例は相当にございます。これは先ほど長官からもお話がございましたように、調べた結果におきましても、それから一般のわれわれの感触からいまして、相当あるわけでございます。ですので、今度の事件については、この法律改正を機会に運用の適正化も一段と推進したいという趣旨でございますので、相当乱用があるというようには考えております。

○**廣瀨(秀)委員** 大臣にお尋ねしたいのですが、今、銀行局長も、このよう

な二重加入といふようなものは現にあるといふことをお認めになつたわけでありまして、これに対しては、同法の第十一條の罰則において「本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハニ基キテ為ス処分ニ違反シタル国民貯蓄組合ノ代表者又ハ国民貯蓄組合ノ幹事ニ依ル預金ノ受入ヲ為ス者其ノ他国民貯蓄組合ノ関係者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」このように者に対して、「左ノ各号ニ処ス」といふことで、そういう場合に過料の罰則がついておるわけでありまして、ところが、これについておそれる罰則の適用——二重加入の事実を発見しても、罰則の適用などをやつた事例はないものと私も承しておるわけでありまして、こういうことで、はたしていいのでしょうか。法律は、厳密に二重加入を禁止し、そうして二重加入があつた場合に、それをほつたら罰せしめておつて、そういう税金を徴取せずにおつた、こういうことは、源泉徴収に当たつた者がこの法律に違反しておる。そういう場合には過料に処せられるという罰則があるわけでありまして、そういうものが、現に、この法規通りに、国民貯蓄組合法の精神に基づいて何らの手が打たれてこなかった。今回はどうややくれ防止の法律改正といふことになりまして、けれども、今までそういうものをほつたりつぱなしにして乱用の事実をそのまま見のがしてきたといふことでもあります。政府は、口を開けば、法治国家であり、秩序を守らなければならぬといふことをいつでも言われるわけでありまして、またそうなければならぬことであるすけれども、そういうような場合にお

な二重加入といふようなものは現にあるといふことをお認めになつたわけでありまして、これに対しては、同法の第十一條の罰則において「本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハニ基キテ為ス処分ニ違反シタル国民貯蓄組合ノ代表者又ハ国民貯蓄組合ノ幹事ニ依ル預金ノ受入ヲ為ス者其ノ他国民貯蓄組合ノ関係者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」このように者に対して、「左ノ各号ニ処ス」といふことで、そういう場合に過料の罰則がついておるわけでありまして、ところが、これについておそれる罰則の適用——二重加入の事実を発見しても、罰則の適用などをやつた事例はないものと私も承しておるわけでありまして、こういうことで、はたしていいのでしょうか。法律は、厳密に二重加入を禁止し、そうして二重加入があつた場合に、それをほつたら罰せしめておつて、そういう税金を徴取せずにおつた、こういうことは、源泉徴収に当たつた者がこの法律に違反しておる。そういう場合には過料に処せられるという罰則があるわけでありまして、そういうものが、現に、この法規通りに、国民貯蓄組合法の精神に基づいて何らの手が打たれてこなかった。今回はどうやかくれ防止の法律改正といふことになりまして、けれども、今までそういうものをほつたりつぱなしにして乱用の事実をそのまま見のがしてきたといふことでもあります。政府は、口を開けば、法治国家であり、秩序を守らなければならぬといふことをいつでも言われるわけでありまして、またそうなければならぬことであるすけれども、そういうような場合にお

いてそういうことをやらぬでおいでたということ、これはもちろん貯蓄増強という政策目的というものはありでありましょう。そのことを認めるに私どももやぶさかではないわけであり。しかしながら、貯蓄増強という政策目標は、法律違反をやってもいいということにはならぬと思うのですが、この点、大臣はどのように考えられるのですか。これはやはり政府の大きな責任だと私は思います。こういう乱用が多年にわたって行なわれてきたという事実に対して、これは一体だれが責任をとるべきものですか。監督官庁である大蔵大臣ですか、それとも第一線の銀行なりあるいはその他の金融機関なりが負うべきものか、あるいは地域、戦域の組合長が負うべきものか、そういう点について一体どのような考えになりますか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 今おっしゃられたように、貯蓄を奨励する、貯蓄してほしいという必要性から出た一つのこれは政策立法でございますので、やはりその目的を達するためには、これはできるだけ行政指導でいくべきものであらうと私どもは考えています。ですから責任がどうということになりますと、われわれにも責任がございますし、これを公正にやっていくべき金融機関にも責任があるでしようし、特にこの組合の指導幹部にも責任があるということにならうかと思ひますが、これは貯蓄を増強したいというために法規に罰則の規定があつたにしろ、すぐに個々の違反について罰則をもって臨むべきことか、そうじゃなくて関係者の自覚を促し、行政指導を十分に、そう

いうことがないように持つていく方がいいかと申しますと、この種の問題はやはり私どもが個々に違反があつたからすぐに処罰するというような態度じゃなくて、こういうことをなからしめるという方向へ努力すれば事実これができる問題でございますので、その方へ力を入れるべきだという考え方が、私どもは今までこういう事実があつてもすぐに罰則をもって臨まなかつたということでございます。この罰金自身も古いときにきめたので非常に少ない金額にもなつておりますし、これはこういう事態をなくすようにするといふ方向へ努力すれば、それでこれはまた是正される問題だと思つておりますので、そういう運用をした次第でございます。

○広瀬(秀)委員 苦しい答弁をなさつてこの国民貯蓄組合法は今で第三条の二がなかつた。それを三十二年度にわざわざ追加をしたということは、国民貯蓄組合あつせんにかかるとは、国民無制限にこれは非課税にしていこうというふうな気持ちじゃないんだ、やはり法の範囲内において、二重加入でない範囲内においてのみ特典を与えることによつて貯蓄増強をはかつてやるんだという趣旨以外にはないと思うのです。そうでなければ、こういう第三条の二をわざわざ二重加入の禁止というタイトルをもつてこれを三十二年に追加するということはなさるべきじゃなかつたわけなんです。その範囲内において二重加入じゃない一口だけはいいんだ、一口元本三十万まではいいんだ、その範囲内において貯蓄増強をはかるといふことがこの貯蓄組合法の趣

旨であるわけですから。そして罰則はなるほど過剰三百円ですから、これは痛くもかゆくもない問題であるけれども、しかしながら法で禁止したことに對する違反をやつた場合は過剰にするんだというのをやはり建前としてやつていこう。こういうような場合には、これは政策目的で当初から貯蓄増強ということを目的としてこの立法がなされていんだからということ、これはまさに野放し論であります。野放し論では非常に税制における不公平というものがあつたからということで、わざわざ二重加入の禁止ということをやつて罰則までつけた。そういうようなことだとするならば、大臣の答弁はわれわれは絶対に納得できないわけですから。その議論はこれは返上せざるを得ないわけでありませう。しかも利子所得の課税については、これは大衆に、一番不合理だといふことがわかりやすい問題点である。しかもそれをちゃんとこの法律に書いておきながら、そういうような罰則の発動なんというものはほとんどなされない。そして乱用はそういう中でぐんぐん進んできたということは、これはどうしても大臣の今の答弁では私ども満足できないわけですから。この点についてはもう少し大臣の誠意あるといひますか、もっと率直な一ツ責任論を聞かしていただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 罰則があるのだから必ずそういうのがあつたら全部それを適用しろというお話がもしもせんが、これは言つたように政策的な立法でございます。その政策の効果を發揮させるための指導が十分に行なわれれば目的は達成されるという性質のものでございますので、私どもとして

はどちらへ力を入れるかと申しましたら、違反者はことごとく法律通りに罰するといふ方向じゃなくて、この是正を考へることが本筋だといふふうに考へて、今度の改正案の御審議をお願いするということになつたわけでございます。また全く野放しかと申しますと、特に脱税の目的で組合を乱用するといふようなことになりませうと、所得税法に規定する制裁といふようなものもまた別の法律でございますので、極端な乱用といふものはまた押えられる別個の措置もとられておりますので、この種の貯蓄組合の行き過ぎといふようなものについては、あくまでこれは根絶を期するといふ別の措置でいくのが本筋ではないかと私は思つております。

○広瀬(秀)委員 大臣は、その政策目的が優先する、といふような言い方をなさるわけでありませうが、その政策目的については私ども否定をするわけではないのです。しかしながら、これはあくまで二重加入の禁止といふことを言つていられるわけなんです。三十二年以来そういう条項は入つていまして、乱用があまりにも目立つて、乱用がだれ人からもけしからぬと言われるところまで起つてきた。そうして国会から追及を受けて、初めて三十五年四月以降の分についてだけ、これは銀行で協力して何とか納めてくれ、こういうやり方、これは国税庁にも私は重大な責任があると思ひます。ここまですういふ条文を入れておきなごらほつたといふところに、今日の徴税の姿といふものに非常に問題点がある。小さな事業者の過小申告などについて

は、いろいろ更正決定やなんかでもまるつきり信用しない態度をとつて、徴税をかなりきびしい姿でやる、あるいは小さな同族会社の行為計算の否認をやつてみた、あるいは租税回避行為の禁止だといふようなことでもやつてみたり、いろいろなことをやつていられる反面においてこういうことが行なわれる、そういう対比の中で、私どもはこの問題は許せない、こういうわけなんです。こういうような均衡論といひますか、そういう問題についても、私は、この責任といふものは決して軽くはない、こういうふうに思ひます。その点いかがですか。

○水田国務大臣 国税庁の意向はあなたのような考えで、やはり法律があるといふので、そういうことをおぼざりにするといふような方向でいたわけはございませんが、この問題については特に私どもは、なぜみんなそういう違反が起るかと申しますと、われわれの方にもやはり親切でない点があると思ひます。納税者の方でそう多い店舗をたくさん遠隔の地に求めて幾つか二重加入をやつていられるのではなかつた、事犯の大体を見ますと、一店舗の中で名前を変えたりいろいろしてや二重加入といふものが実際に多いのですから、これを直させる工夫があればそれで違反者は減つてきますので、今度のように店舗が本人にあるかといふことを確かめ、そうして銀行自身も同一人を名前を変えて加入させるといふようなことは一切やらないといふようによつて、相当の違反はこれでは是正されることにならうと思ひますので、私はこれを処罰する前に、ま

部それを一覽できるようにする、それを住所地の税務署にでも全部集めれば、それは完璧を期することはできないと思います。もちろん税務署の職員の数とかあるいはその事務の關係者は、その場合何百何千という預金者を扱わなければならない、必ずしもそういう人員、施設の現在の組織からいって完璧は期せないと考えられます。比較的嚴重に取り締まれるといふことだと思つてあります。しかし、預金者の心理をいたしまして、一々預金をするのに税務署長の許可が要するといふようなことが、一体預金といふもの本質にそぐうものかどうかといふ國民感情もござります。そういう意味で、税当局以外の、たとえば財務部であるとか財務局であるとか、そういうようなところにも名簿を備えつければいいのではないかと思つたらどうかといふことも検討いたしましたわけですが、これも財務局の機構等からいまして、いわゆるセスキューアとしてはやれるかもしれない。しかし、単にそういう形を整えるのが趣旨ではないわけでございます、やはり預金者及び金融機関、それからわれわれの行政、そういうものがそれぞれ相待ちまして、できるだけ適正な運用をやつていくというのが、この制度として最善の道であらうか、こういうような結論になつたわけでございます。そういう意味で、たとえば、ほかの制度を例に出してはなはだ恐縮でありますけれども、郵便貯金におきましても、今回限度は五十万ということになっております。これも今の貯蓄組合の制度と同じであります、五十万をこえる預金をしてはいけない。しかし現実にはやは

り郵便貯金で五十万をこえた預金をしておる人がないとは言えないわけでございます、こういう問題からいいたしますと、貯蓄機構としての横の公平性といふような問題もまたあるわけでございます。しかし、そういうことになつておるので、貯蓄組合はある程度ルーズに運用してもいい、こういうことではないわけでございます。できるだけ国民の御協力並びに金融機関の協力、それからわれわれの行政面、税の執行という面ではなしに、貯蓄組合の運用を適正にするという面で、極力努力いたして参りたいと思つてあります。それは店舗の異なるところに預金をして、いずれも貯蓄組合に入つていられるといふようなことを、どうしてつかまえるかといふ現実の問題になるわけでございます。これはわれわれといつたしましても、金融行政、証券行政、そういうような面で抽出検査といふようなことも手段としてはできません。この關係の調査はビック・アップをしてやるわけですが、いかなる調査でも一〇〇兆といふわけには、はつきり申して私はいかないと思つておられます。この問題になっておる制度でございますので、適正をはかるために極力努力して参りたい、こういう考えでございます。

○広瀬(秀)委員 國民の貯蓄マインドといふようなものを振起させていくといふ意味で、増強させていくといふこと、なかなかむずかしい面が確かにあると思つておられます。この貯蓄増強といふ問題が、利子の非課税といふようなことを刺激剤としてやつていくといふ方向を自ら自身が、やはり今問われなければならぬ問題点だと思つておられます。中山税調会長もここでいふ通り、税制面において貯蓄増強といふものの刺激をはかつていく、あるいは貯蓄マインドを増強させるために税制を利用するのだといふ考え方は、もうそろそろ清算すべき段階ではないかといふことを言われているわけでありまして、税の公平の立場というものを、この面でも最善の立場に害してはならない事態が出ておるわけでありまして、貯蓄増強のためには、税制以外に何とかやるべきことは幾らでも考えられるはずだと思つておられます。それが一つの理由であります、もう一つは、そういうような特典を税制面において与えなければ、それではたす預金になるだろうかといふことでもあります。今日の文明の社会、非常に資本主義的な発展の段階において、たす預金でしまつておこうといふような者は、利子の特典をはずしてしまつていくことにならば、おそらくみなそうなるだろうといふようなおそれは、やはり今日では通用しないんじゃないかと思つておられます。これは何らかの形で貯蓄に出てくる、もちろん一部消費に回るだろうといふようなおそれはあるだろうと思つておられます。しかしながら、これが隠匿されれば、たす預金になるというふうなことは、私は今日考えるべきじゃないと思つておられます。それは考える方がむしろ間違つたろうと思つておられます。あるいは直接投資といふ形で証券といふようなところにいくかもしれません。あるいはまた、利子に対して課税されるのはいやだからといふようなことを考えずに、銀行にちゃんとくることも当然考えていいわけでありまして、そういう点であります。課税における公平を害して、貯蓄

増強の刺激剤にしようといふ考えそのものが、間違いだといふことが言えるんじゃないか。何らかの形でやはり貯蓄の中に金がつぎ込まれてくる。これは黙つて持つておつたのじゃふえも何もしない。何らかの形で必ず有効に活用し、財産をふやしていこうといふ考えは、今日の文明社会においてはだれだつて持つておることであります。それに対して適正な課税がなされることについては、もうおそれるべき段階じゃないといふように私は思つておられます。そういう見解について、大蔵大臣持つておられますか。

○水田国務大臣 それはおっしゃられる通りだと思つておられます。貯蓄の増強といふものを、税制における優遇といふことで進めるべきかどうかには、非常に疑問がござります。現に、もしこれが今のような形できつくり取り締まられるといふようなことだつたら、これはもうやめたいといふ意向も金融機関からは出ておられます。奨励が奨励でなく、あまりむずかしい問題になるから、あまりむずかしい問題になるから、これはやめたらどうかといふ意見まで出ておりましたが、しかし私の方から見ますと、今どうしても貯蓄を奨励しなければいかぬ時期でありまして、現にこの制度を利用することによつて、みんながこの制度を利用しないといふ状況でしたらともかく、これが二重加入、三重加入の違反を起してまゝで、この組合は活用されているという現状から見ましたら、現在貯蓄奨励策としてある制度であつて、それだけの利用者がある以上は、違反が起らないように是正する措置を講じて、この際これを撤廃しなくてもいい、やはり貯蓄増強策としてこの限度を上げて、そういう違反を防ぎ得るいろいろな措置をとることによつて、この段階としては続けることが妥当であらう。こういう判断で、私どもはこれを続けることにしましたが、将来の問題としては、こういう形で貯蓄の増強をはかろうとする方法がいいか悪いかといふことにつきましては、あなたがおっしゃられるような、そういうような問題があらうと思つておられます。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんので、あと一つだけしたいと思います。一昨日ですかの新聞に出たことですが、税制面からの景氣調整といふ問題、これは中山先生もここでその主たる問題点になるのではないかと、いふようなことを言われたわけですが、大蔵省でも大体そういう腹を固めたといふようなことが報道されておるわけでありまして、その中で特別償却制度の一時停止といふようなことが考えられておるというふうなことが、景氣調整の見地からいふこととをやると言われているわけでありまして、私どもは、今日の高度經濟成長に税制面からおおりのかけたのは、特別措置法の問題が非常に大きな要素を占めておるのでないか、ごく大ざっぱに試算したところによりまして、大体六千四、五百億ぐらいは大資本に、今日まで租税特別措置法ができてから手元に内部留保として残された、本来とらるべき税金が残つた、いわば隠れた補助金のような姿で残された、こういうようなことも言えるわけでありまして、こういうようなことが、あの民間設備投資の行き過ぎといふ事態を生

んだ一つの大きな原因じゃないか。従って、そういうような場合に、これを調節には、こういうものに手をつけることが、非常に安定した姿でしつかりした日本資本主義の体質改善といひますか、そういう面に結びつく措置をしたかという面を言っておいたわけでありませう。そういう面から一時停止という様な形で出されてきたわけでありませう、私どもの立場としては、単に景気調整という様なことではなしに、租税公平の立場からむしろそういうことを推進するというのが、やはり日本経済の安定した発展という立場からも必要じゃないか。

その二つの趣旨からこういふことに手を触れられてくるのが当然だと思つては、あくまでやはり景気調整という意味だけで、こういうような方向をとられるのでありませうか。私どもが常日ごろ主張しておりますやうな、租税の公平を害する、こういうやうな立場も十分含んだ上で、こういう措置を考へられていくのか。大蔵大臣のその辺の考えをこの際一つ聞かしてもらつて私の質問を終わりたいと思つてます。

○水田国務大臣 租税特別措置法は、御承知のように政策的な目的から特に特別な措置をしておるので、税法、税理論からいつたらこれは例外的な考え方ということになるわけで、できるだけ、この政策が目的とする目的が達成されれば、これはやめるべきものでございませう。ですから、私どももそういう観点から、この特別措置法はしじゅう税制調査会においても検討の対象となつており、この三十六年度においては全面的な検討も行なつて整理をいた

してきまして、日本の経済から見まして、現在どうしてもやはり合理化を急がなければならぬものがある、それを育成しなければならぬという事情もございませう、そういう意味からいろいろの特別措置法ができておりませう。最近特に低開発地域の開発とか、あるいは中小企業の団地移転とか、産業都市の建設とか、あるいはいろいろの特別立法ができておりますが、地方格差の是正とか、あるいは中小企業の育成というものを中心にして、最近特別措置はだんだんに政策の必要によつて多くなつていくという趨勢にございませう、そのうちでも、必要ではあるがここで景気調整的な意味から行き過ぎた設備投資を推したいという考えを今持つておるときでございませう、その観点からある程度この運用で考へるべき問題はあつたというふうな私どもは考へておりますので、御承知のように去年の六月から、この指定期限の来たものの延長を見合わせるとか、あるいは機械の指定追加を見合わせるのと、大体見合わせという方向で今参つておりますが、これは景気調整的な考へという面からも考へなければならぬと思ひますし、また一方、税の公平というやうな問題からも当然考へなければならぬ。両面からこの特別措置法の運営はすべきものであらうと考へております。

○小川委員長 芳賀君。
○芳賀委員 最初に、税法はいろいろ種類がありませうけれども、今回の税制改正に伴う各税の主要なる点に対して、具体的な事例をこちらから提起しながら質問をしたいと思ひます。時間が足りませぬから主要な点だけ大臣にお尋

ねして、残余の点は後刻また各法案を具體的に審議する場合に、担当の政府委員から詳しくお尋ねしたいと思ひます。第一にお尋ねしたい点は酒税の改正についてです。もちろん酒税の税率が引き下がるということは国民的に好ましいことではあります、この際たとえ自家生産の酒類に対して政府はどうか、あるいは時代に合わせて取り扱ひをしようとするか、それらの点に対して具体的な作業がなされておるとすれば、それについてお尋ねしたい。たとえば最近の農業の成長部門の中で、畜産、果樹、果樹等の成長が期待されておるわけでありませう、果実の生産が非常に高まつた場合、これは需給関係にいろいろ影響を受けて、生産が過剰傾向になるやうな場合もあるわけですから、そういうときの一つの処理方針として、果実の消流の方法をいろいろに考へる必要があると思つておるわけです。そのまゝの姿で市場に出すという場合、あるいはこれを加工してジュースとか果実酒を製造して販売するということも当然必要なことになると考へます。そういう生産者がみずから生産した果実を原料として、たとえば酒税に規定されているやうな果実酒の生産を行なうというやうな場合の製造の許可あるいはそれに対する免税の措置等は、当然考へざるべき点であると思ひますが、まずその点に対していかがでしょうか。

○原政府委員 酒類の製造の免許の問題は若干技術的な点等があります、その中で、恐縮でありますから申し上げておきます。

今お話しした果実酒の製造の問題であります、果実類全般にわたつて

需給が非常にデリケートであるといひます、需給を厳密に見ていかなければならぬものについては、免許をたゞいま押えているということでは、ごいませう。しかし、そうでなく、ごいませう。供給も伸びなければならぬというやうな場合には、新しい企業がこれをするやうな場合には、十分な機会を与えるべきだ。もちろん税法にありませう資産、信用、その他の条件は必要でありませうけれども、そういう考へ方です。果実酒はむしろ後者の部類に属するものと思つておるわけでありませう、ただいまお話ししたやうな角度で、農村での自分の生産したものを加工したいというやうなお話も十分検討に値すると思ひます。

○芳賀委員 たゞいえばヨーロッパ等においては、自家生産の果実酒等については、一定の生産数量の規制とかあるいはそれに対する免税措置とか、そういうものが古くから考へられておる事柄もあるが、わが国の場合にはまだそこまで進展してないわけですね。ですからこれらの問題は、やはり政策的にも、今原さんが言われたわけですが、すみやかに考へて解決すべき時期でないかと考へるわけですが、大臣いかがですか。

○水田国務大臣 私もこれは考へざるべき問題だと思つております。

○芳賀委員 さらに農業政策との関連でありませう、昨年農業基本法の審議を行なつた場合、当時農林委員会に総理大臣が出席されて、今後の農村工業の発展の一つの姿として、たとえば農民の資本で工場建設を行なつて、そこで農民が生産した原料の加工を高度に行なうという、いわゆる近代化の農

村工業の発展の姿というものを、これは政府としても大いに助長したい。具體的な例としては、たとえばん菓糖のやうな場合ですね。これはもうすでに実行されておりますが、あるいは数年前から国内においても麦対策の中で、ビール麦の問題が非常に議論されておるわけですね。特に最近のビール企業は、ビール四社が主体的な企業支配を行なつておるやうなことになるわけですが、その場合、たとえば生産者がビール麦を生産する、麦芽の生産も行なうということになるわけですから、生産者団体がみずからの資本をもつてビール工場の建設を行なつて、ここで税法に基づいてそういう生産販売を行なうということも当然考へるべきことだと思ひますが、こういう点について法律ではやれることにはなつておるが、それじゃやらない、やろうという場合には、なかなかいろいろの障害があつてその実現ができないのが今の状態ですが、具體的に農業団体が自己の資本によつてビール工場等を建設したいという場合には、この酒税法の、たとえば第七条の酒類の製造免許及び第九条の酒類の販売免許等の条文がありますが、ビールの場合には、毎酒造年度中に二キロリットルの生産を上げれば一定の資格があるということにもなるわけですが、こういう問題が具體的に進められた場合には、条件が具備しておれば許可するということが進むのかどうか、その点はいかがですか。

○原政府委員 これも先ほどと同じ理由で私から申し上げます。ビールも御案内の通り非常に需要の伸びている酒でありますから、新しい

企業がやりたいという場合には、やはり積極的な態勢をもって臨むべきだというふうな私どもは思っております。農村系統からそういう要望があれば、これも十分検討したいと思えます。ただビールは御案内の通り、従来までのところ、やはり一工場十石なり十五万石なりというような単位にならないと、コスト的に競争できないといえますか、そういうことが実は通説になっておるように私は感じます。ただいまお話しした二千キロリットルといいますが、ちょうど一万石ちよつとこのころですから、そのくらいのもので必ず出すかどうかという点は、私、ここまでは留保したいと思えます。少ない生産量ではたしてやっていると、いかぬというあたりは、やはり考えなければならぬと思えますので、そういう技術的な採算というものも十分考え、免許いたします場合には、やはり採算がとてとれぬというのでは困ると思えますので、それらを検討した上で、かまえては冒頭申しましたようなかまえて事を処理したいというふうに思っています。

○芳賀委員 もちろん最近の企業は大企業と対抗するだけの条件を具備しなければ太刀打ちできないということになりますので、そういうことは、今原さんが言われた通り、そういう企業上の諸条件というものが、十分これはやれるだろうという形態が整った場合には、政府としても、現在の国内における麦の生産事情とか、麦作転換であるとか、いろいろ政策的に要請される農業面の事情の変化もありませんから、そういう場合に条件がそろえば、大いにやれということ、今回ビールに対

しては十円の減税が行なわれるようですが、そういうことで、生産者団体が公益性を発揮した企業を起して、これが成功するということになれば、ビールそのものの値段をまだまだ引き下げて、国民にお茶がわりにどんどん飲んでもらうということになれば、非常に利点が各所に生ずるといふふうに考えられますので、これは具体的な問題が生じて、政府の了承を得たいという場合には、今言われた通り積極的な措置を講じていただきたい。大蔵大臣、この点はいいですか。

○水田國務大臣 大蔵省では全然そういうことはいかぬとときめておるわけではございませんで、ビールというのなるだけ、今は独占企業的な形をとっておりますので、いい競争者がたくさん出てきてくれることは歓迎するところでありませぬ。

○芳賀委員 次に、租税特別措置法の問題に触れますが、これは昨年の国会だと思いましたが、特別措置法の改正のときに、硫安輸出会社に対する特別措置を条文に加えられたわけですが、特別措置法の中にこれに加えて、今日までこの法の適用によって、赤字会社といわれたいわゆる硫安輸出会社の現在の事情はどうなっておるかという点と、それから最近政府においては、現行の肥料二法を廃止して、新しい肥料法案の提案を三月六日ごろ閣議決定をするということも伝えられておりますが、これも非常な関連を持った問題でありますので、措置法については、この硫安会社の赤字処理の問題に限定して御説明を願いたいと思えます。

○村山政府委員 計数にわたる問題でございまして申し上げます。昨年、硫安会社の輸出会社に対する売掛金の税法上の処理につきまして、大よそ五つばかりの特例を作りまして、その一つは、その売掛金の性質に顧みまして、昭和三十六年三月末現在売掛金につきましては、会社決算にかかわらず、税法上進んでその性質に顧みて損金にした、これが一つでございます。その二は、同じく三十六年四月以降発生するであろう売掛金につきましては、会社がかりにそれを資産に計上しておきましても、税務計算上は算入いたさない、こういう措置をいたしました。それから、これはこの肥料二法ができました当時からのいわば焦げつき債権でございますので、三十五肥料年度、すなわち三十六年の七月末現在の売掛金から生ずる欠損金につきましては、通常五年の欠損繰り越し控除でございますが、これは十年といたします。こういうことでございます。その場合、貸し倒れ金として貸し倒れ損を立てますと、通常のものにつきましては、貸し倒れ準備金がある限りはそれを繰り戻してその損失に充てん補しなければならぬという規定になっておるのでありますが、これは全売掛金に對する当該売掛金の割合でくせばよろしいとやったこと、それからその他いろいろな特別措置について所得制限がございます。この売り上げ制限あるいは所得制限がございますが、その所得制限をいたす場合には、今回の措置によって損金としたところによって特別措置による所得制限を働かして

やる、こういう五つの措置を講じたわけでございます。これによる減収額、そうでない場合もいろいろございまして、通常地方税まで含めまして二十億と云われておったわけでございます。その後の決算の状況でございますが、今われわれの手元にあるのを見ますと、いずれもこれは専業関係、兼業関係でございますが、専業が八つばかりでございます。最近年度ではいずれも大小にかかわらず利益が出ておるようでございます。八社の合計で八億五千六百万程度の利益になっておるようでございます。それから兼業が同じくらいでございますが、これはその兼業比率が非常に高いわけでございます。これは六十六億程度の利益が出ておるといふことでございます。最近事業年度ではこの表では欠損を計上しておるものもございません。

○芳賀委員 硫安輸出会社のたな上げの場合は、一つ方式があつて、これは主税局長も御承知だと思つたのですが、まずたな上げすべき額は毎年肥料年度にきめられた国内における硫安の最高販売価格、これは政府が公示するわけですが、その価格と輸出価格との差額分をたな上げするということにして処理してきたわけですが、従つて、国内販売価格の決定をする場合は、その肥料年度中の、年間の、たとえば硫安の総生産量の中で国内でまた消費する分、最近は大體総生産量の六〇〇多くらいが国内消費になります。この国内消費の数量というものを一応需給計画で把握して、そして各肥料工場ごとに、一番生産費の低い、コストの低い工場から加重平均で積み上げて、国内消費量に割加算した、そこにバルク・ライ

ンをひいて、その中の加重平均価格ということになっておるわけですから、コストの高い会社の場合には当然そういうような経理上の赤字というものが出ることは当然予測できるわけですが、工場別のコストを、私もあの法案が出た当初肥料審議委員をやつたことがありますが、輸出価格程度の生産費でおさまる工場も実はあるわけですが、そういう場合には、企業別にこれを見た場合、硫安会社には各工場、会社別のたな上げ分はあるが、実際のその会社においては決して輸出した分についても赤字が出ておらないという個々の内容があるわけですから、これをただ単に措置法だけで考えて決算した場合も、しない場合もこれでやるのだということになると、これは会社の取決算上非常に不利になるところはないとしても、非常に有利になる会社も出てくるのではないかと、そういう危惧も実は持たれるわけですが、ですから、そういう点に對しては当局としてどういふような具体的な措置をされておったか。

○村山政府委員 今のことはないと存じます。というのは、もとより原価を計算する場合は各会社のそれぞれの実際の原価でやっておるわけでありまして、そこで、今の問題は、輸出になっている硫安の売り値を幾らに見るかという問題でございます。実際やりますのは、当初は硫安会社に対して国内ベースの価格でもってやっております。ところが輸出される値段というものは、国際市場によりまして、それよりだいたい下の値段で、その差額が売掛金になっております。従つて、損益をはじき出します場合には、輸出でもって売れた価格がその社の実際のコスト

でございます。われわれが問題にしましたのは、そこまでは、コストは初めから実際のコストを計算してございませぬ。ただ、売上高を輸出会社に対する売掛金だということから、まだ売掛金になっておるものまで見込んで所得を計算して課税してあるというわけでございます。ところがよく考えてみますと、その売掛金になっておるものは返ることのない売り上げでございます。そういう意味で、その分を全部について引いたわけでございますから、各コストの差というものはすでに税務計算において織り込まれておる。各会社にとつておる。各会社にとつて架空である売掛金だけがこの際落とされたということでございますので、税の方ではそのこととはなと思ひます。

○芳賀委員 その次に、関税率法と関税暫定措置法の改正が行なわれるわけですが、先日の提案理由の説明によつても、今回の改正は二、三理由はあるが、その主たる理由としては貿易自由化に対処してこの改正を行なうということが言われておるわけですね。この自由化との関連点、今回の関税率法と暫定措置法の改正の主要な関係点、その点に限定して大臣から御説明願ひたいと思ひます。

○水田國務大臣 貿易自由化が進んでくるに伴ひまして、昨年関税率の改正を行ない、ことしまた情勢の変化に応じて関税率の改正案を提出いたしました。そこで、こういう関税改正を行なうにあつて、自由化に肩がわりして高い保護関税を設けるといふことは適当でございませぬ。何のための自由化であるかという問題がございませぬので、自由化をやるために必要以上の

保護税率を設けるといふようなことはしないといふことと、自由化によつて競争力の弱い産業、また幼稚産業といふようなものも相当打撃をこうむりますので、自由化後に急速な変化とかあるいは混乱を与えないような最小限の税率調整をする必要があるといふような点から整理した今度の改正案でございます。一般消費者の立場も考えなければなりませんので、関税を引き上げることによつて今までもよりも物価が高くなるというふうなことはないように、これは最小限に押えるといふことと、問題は自由化をしたあとのいわば一時的な保護でございませぬので、自由化前にはこの関税はいじらぬ。実施の時期と、自由化を行なう時期をあわせ、ある暫定的な措置をとる。それからもう一つは、一たん関税は変更しましたが、すでに合理化計画は進んでおりました。これは一、二年たてばりつぱに競争力を持てるわけであつて、その間に競争力を維持するといふことも、暫定的にその合理化が終わればすぐにその関税は元へ戻すといふふうな、これも暫定的な扱いをするといふふうな方針で大体今度の関税改正は整理したつもりであります。

○芳賀委員 その中で、たとえば乳製品等については、暫定措置の方では三十七年の三月で終わるべきものを、さらに一年間延長するといふような改正点も実はあるわけですね。ですから、乳製品あるいは砂糖の自由化等については、農民あるいは関係者も非常な危険と反対を表明しておるわけですね。そういうふうな不安な実情もある中において、最近政府は、乳製品については生産が不足だといふようなことを理由にして輸入計画を発表したわけですが、

が、どういふわけで乳製品について暫定措置でさらにこれを低率に押えておかなければならぬかといふことは、われわれとしてはちよつと理解に苦しむわけですね。学童給食用のものには別ですが、一般の乳製品等については、そういう必要はないと考えるわけですが、この点はいかがですか。

○稲益政府委員 乳製品、酪農製品につきましては、前回の改正の際に、自由化した場合には競争力がどうであろうかといふ点をいろいろ算定いたしました。御承知のように現行三五〇でありますが、これではどういふ競争ができませんかといふことで、将来考えられたい計画を織り込みまして四五〇といふ税率を基本税率として設定したわけがあります。ところで、先ほど大臣からお話がありましたように、関税率の引き上げはできるだけ消費者なり業者の立場を考慮しなければいかぬといふ立場をとりましたので、自由化が実際に進まなうとまでは、自由化が実施された方がいよいよということであつて、乳製品につきましても、まだ実は自由化という段階は現在のところはどういふ考えられないような次第であります。従ひまして、今年の三月までとありえず一年間は旧税率を据置きまして、消費者、業者の要請にこたへ、さらにまた自由化が延びる形勢にございませぬので、今回出された暫定措置法におきまして、一年ずつ区切って出しておりますので、さらに一年間暫定措置を延長したいといふこととでございまして、要するに、高い税率は自由化後にこれを実施する、自由化前においてはむしろ消費者なり業者の立場を考慮して低い税率に据え置けばいいだろう、かような配慮でございませぬ。

○芳賀委員 説明されたところはわかるのですが、実情はそうではないので、たとえば昭和三十四年、三十五年の両年度については当然旧税率を適用しておるのですが、その関税率をもつてしても国内生産の乳製品とは非常なアンバランスであつて、圧迫要因になるといふことで、これは農林省が指導して、バター、脱粉等については一定の超過利益、差益金を積み立てて保留させておいたわけですね。これが両年度にわたつて大体四億六千万程度積み立てられておるわけですね。先般、これを大体処理する方針を農林省が取り扱ひ業者に示したようでありませぬが、実情はそういうふうなことでおるので、三五〇であつてもなお国内の競争上非常に圧迫になるというのを留意して、さらに調整の意味で、そういう差益金の積み立てをやらしておるわけですね。こういうことが国の制度上筋道の立つた措置であるかどうかといふことは大蔵当局で判断すれば、おのずから結論は出るわけですね。そういうことが随所に行なわれておるわけですね。ですから、そういうことを継続的にやるのであれば、この際やはり一年間の期限が切れたのであるからして、三十七年度当初からこの定率法に基づく四五〇なら四五〇の適用とした方がむしろ国民が見ても納得ができるのではないかと、いふふうなわけは理解しておるのですが、今回の改正では、そのまま通ればさらに一年間三五〇、そして差益はまた何らかの形で積み立てる。今度は畜産物価格安定法に基づいて畜産物振興事業団が出て、輸入乳製品に対しては事業団が買い入れするといふことになるので、それらの差益については、事業団の益金として処理することになると思ひますが、事実そういうことになっておるわけですね。それで特に事例を乳製品にとつてお尋ねしたわけですが、こういう事情から見ると、乳製品の場合には、今回のさらに一年延期の必要はないと思ひますが、これは大蔵大臣いかがですか。

○水田國務大臣 今、局長から申しましたように、消費者の立場を考えなければならぬ。今、日本で供給が足らぬといふ事態に対処するために、輸入をするといふ必要が出ておるときでございませぬので、これが自由化されない前に関税の引き上げとかいふようなものをやるということとは、そのまま国内価格をもつと大きく上げるという政策になることとでございまして、これは明らかに自由化への逆行だろつと思ひます。もし自由化せば、当然そういう今言つたような差益はなくなるので、割当制からくるそういう現象でございませぬので、これはこれとして適当に処理する方法を考えなければならぬ。せんが、要するに、そういう現象まであるといふときに、関税を引き上げるということは逆行の政策だろつと思ひます。これを自由化すといふことがきまつたときに、初めて国内の産業の保護としてどの程度の保護を加えなければ混乱が起るかといふことを見て関税を上げればいいので、自由化をしない前に関税を上げるといふ方向は私は適当でなかつたと思ひます。

○芳賀委員 それは関税率法に基づいて当然上げきれぬので、暫定措置

法で規制しておるわけです。押えておるわけです。本来のものは定率法にある。ですからそれさえもやらないで、関税措置以外の内容の不明なものを包蔵しておる、そういうような差益金吸収というような措置をあわせて用いた方が妥当だというふうな考えでおるのですか、こういった方がいとおるおるのですか。

○**利益政府委員** 昨年この新しい税率を設定いたします際には、そういった問題が実はあつたわけでありまして、農林省といたしましては当面は自由化はおろか相当大幅な輸入というものも、外貨割当のもとにおきましてもそれほど見込んでおらない。要するに、国内の乳製品の保護というところに重点があつたわけなんです。ただ、今回行なわれますのも、言ってみますれば、国内の需給が非常に不円滑になつたそういう時期に行なわれるというそういう場合に、若干差益が生ずるであろうということには予想されたわけなんです。従ひまして、関税の考え方といたしまして、そういった場合に出るであろう差益というものも関税という姿で吸収した方がはたしていいかどうか、これはいろいろ非常に議論があるわけなんです。御承知のように関税は、ある程度内外の価格差というものは調べはいたしますが、これはびつたりその差額を埋める、国内で超過利潤を一切起こさないようにするといふほどまで厳密な計算のもとに設定をいたしておるわけではないわけでありまして、一応の目安と申しては語弊があるかもしれませんが、ある程度こういう産業については合理化要素も織り込んで、この程度の関税でし

かるべきではないかといった観点から税率を設定するわけでありまして。そういったと、ただいまお話のございましたような、原則としては輸入を制限しておる、ほとんど輸入を認めないわけなんです。ただ国内の需給の関係から、臨機に緊急の輸入を行なうといったようなものにつきましては、関税でその差益を吸収するという形をとりますよりも、もしその差益が放置できないものであるならば、別途の形で吸収するということをお考えのしかるべきではないか、関税へこれを織り込むということは不適当ではないかという議論になりまして、一応先ほど申し上げましたように、暫定措置としては、むしろ需要者の立場をお考えまして、低い税率をそのまま置いておく。正式に輸入が自由化されるというふうな事態になりましては、当然これは高い税率を發動させるように仕組むべきではないか、実はかような考えでやっておるような次第でございます。

○**芳賀委員** 関税の中にそれを織り込むことができない場合であっても、その種の差益金の吸収された超過利潤の処理とか処分等については、これは大蔵省として全く無関心であつてはいけなと思うのです。今まではそういうものはどうなつてもかまわぬということとで放置されておつたのですか。

○**利益政府委員** 直接私の所管ではないわけでございますが、御承知のように、砂糖につきましても内外の価格差が非常に変動いたします結果、言われまますような超過利潤といったようなものが起こつておるわけでありまして。こういうものを、一般的な国の歳入として建てられた一般財源として見込むべ

きであるかどうか、これは全然別個の問題だと思ひます。○**芳賀委員** 私の言うのは、二重関税とまでは言えなくても、そういうふうな関税に類するような措置を、こややりなさいというふうな国が是認しておるわけですね。ですから、その趣旨に基づいて積み立てられた超過利潤の処分等については、やはり国としても関心を持つて、それが適正に処分されたかどうかというものは見きわめる必要があると思ふ。そういうものが吸収されなければ、先ほど言われた通り、実際に国民の生活の上にプラスとなつて均霑するわけですが、それは国民の方へおつてこない。途中で利潤が吸収されておる。それが全く不適正な方向に処理されたりするということについては、これは国としても責任を持つて監視し、あるいはその処理についても適当な指導を与えるということは当然ではないですか。自分のなわ張りでないからどうなつてもかまわぬというものではないと思ふのです。そういうところから、えてして不正とか汚職とか、そういうものが起きますと思ふわけなんです。今回の乳製品の超過利潤の処理方針についても、内容を見ると四億六千万のうち、二億数千万というものは理由の立たないような形で処理されようとしておるわけですね。こういう点は、大蔵省はさいふが大きいから、何億円台ぬというほどおらかな気持ちでやつておるわけではないと思ひます。これはいろいろあるのです。雑豆とか輸入自動車の場合には、先般も私が質問した通り、これはジェットロに何かそういう役割を与えておる。あるいは乳製品の

場合には今言つたような状態です。それから砂糖については、今度は農林大臣が指導して、甘味資源振興資金管理会というものを作らして、その中に十八億円を受け入れさせて、これを適正に使うとか、いろいろな受け入れ態勢を政府が指導してやつておるわけですが、内容が適正に処理されるか、されないかということとは、十分今後内容を見きわめていくべきだと思ひますが、大蔵大臣はどうお考えですか。

○**水田国務大臣** 内容が適正に処理されていくかどうか。これを嚴重に国が監督するのは当然でございますが、それ以前にいろいろ問題がありまして、そういう形で一定のものに使われることがいかに悪いかは、これはこの種の措置が出てきたときに、常に財政当局と主管官庁でこれは問題になる事項でございますまして、まあそのつど関係者の相談によつて最後に適当な解決になるということになっておりますが、本来ならこれはひもつきになるべきものでなくて、国の収入になるものは収入として立てて、それから必要な施策は施策として別個に国が予算を計上してやるというように整理するのがほんとうだろうと思ひます。しかしこれはたとへばそういう超過金でなくて、関税の問題でも石油関税を上げるといひますと、上げた分だけこれをエネルギーの総合対策に使うべきだ、これにひもをつけるという問題が主管官庁から出てきますが、これはひもをつける問題ではない。ただし政策的にそういうことを加味して、関税を上げるのだから、上げた金額に見合った施策費としてこれは国が支出するようにしよう。金額のめどとして、それを考え

るといふようなことはやるということなことで、これがひもつきになることをやめるといふようなことで、そういう問題は、今たくさんございまして、私どもとしては、施策費として出すべきものは出す。国の歳入として受け入れるべきものは受け入れるというふうな整理をすることが私は財政としてはほんとうじゃないかと思つて、こういう問題の起こるつど、いろいろわれわれの考えを述べて、常に政府内部での折衝をやつておるのが実情でございます。もちろんそういう形で特定のものに使用されるときは以上は、この内容についてはほんとうに効果があつるように私どもとしては、十分これを精査するつもりでおります。

○**芳賀委員** 財政当局は出すものは出すという態度でいけばいいのですけれども、出すものをしみたれに控えて、入るものであれば正月の箱おけでもいいというふうな格好でいくから、政府内部の實力者はそれぞれ知恵をばつて、そういうひもつき財源を作ると、そういう弊害も生まれると思ふのです。

そこで関税率法の改正に關連して、附則の方で、特定物資輸入臨時措置法に基づく特別輸入利益を納付しておる品目については、これは別途に扱ふということになつておりますが、現在特定物資輸入臨時措置法に基づく輸入指定品目というのは、大体どの程度の種類になつておりますか。

○**利益政府委員** 現在この関係で残つております品目は、バナナ、パイナップル、カン詰、スジコだけでありまして。○**芳賀委員** 次に、いろいろありますけれども、相続税の關係の中の贈与税

の点について大蔵大臣にお尋ねをしておきたいと思つておりますが、この中で特に農業関係の問題です。今の農村の事情、これは家族経営の形態でおられるわけですが、そうすると、家族従事者の中で長男はその家に残ることが建前としても、たとえば次男が農業に従事しておる。十年間とか十五年間同一経営の中に所屬し働いて、一定の年令になって配偶者を得て、今度はやはり同じ農業者として独立する、こういうことになる場合、その分家する次男に對して、従来の所有農地の一部を分け与えるということになる。これは相続税法から見ると贈与ということになるわけですね。そういう場合の取り扱いというものは何らこれは勘案はされてないのです。財産取得者が当該財産を取得した、そのときの時価によつて財産評価を行なうということになるのであつて、その分家として配分を受けた農地についても時価による評価ということになると、これは非常に高額なものになるわけです。ですから、農地自体の評価方式についても、国税の場合と地方税の場合、これはいろいろ違うわけですね。地方税の場合には、これは収益還元方式で農地等については評価をやる。国税の場合には取得時の時価ということになると、その評価の方法が全く違つておる。ですから、こういうような日本の家族農業の形態の中から、永年同一経営体の中で努力して、賃金とか報酬に見合う、そのかわりに土地の配分というものを受けることなのですから、純粹の意味の財産の贈与とはこれは異なると思つておる。こういう点が贈与税の賦課の場合において従来何ら勘案されてきてい

ないわけですね。ですから、今後も政府としては農業基本法に基づいて家族経営による自立農家を育成するということになれば、この種の問題はやはりいつまでも問題として残るわけですね。ですから農業上の分家による農地の贈与等の場合には、農地の評価方式あるいは基礎控除の問題とか税率の問題等に對しても、やはり政策的な考慮を加える必要があると思つておるわけでありまして、この点に對してはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○村山政府委員 ちよつと私から技術的なお答えを申し上げておきますが、御案内のように、現在は農家でありましても商家でありましても、相続財産になるべきものの一部を途中で贈与があると、ある免稅点がございしますが、それ以上のもについては贈与税がかかっていることは御承知の通りであります。と申しますのは、そういったものと、それだけ相続財産が減殺いたされまゝ、相続財産については、遺産に對する額によりまして一定の累進税率を盛りまして、それを相続人の相続分でもつて一応按分する、こういう形をとつております。もし生前に全部贈与してその分はほつておく、課税いたしませんと、相続財産に對する相続税を全部ゼロにすることが可能であるわけですね。そういう意味で現在贈与税が設けられておる。相続税とバランスをとりながら贈与税の制度がございまして、ですから、そういう意味では農家に對して特に不利だということはないと思つておる。ただその評価の問題でどうだという点でございまして、これは御指摘のように遺憾ながら現在の相続税の評価は国の立場でやつております。地

方は固定資産税の立場ですべてのものについて、また固定資産の對象になるものについてやつておるわけですね。制度として違ひますのは、相続税の場合あるいは贈与税の場合にはそのときの時価によることになっておる。今の固定資産税の方はやはり時価には違ひございしません。法律上は時価になっておりますが、これは現在の法律では三年に一回改訂することになっておる。前回は三十六年でございまして、その年の一月一日の現況による時価だ、ですから、法律の面ではそういう違ひはありますけれども、時価という面では違ひがございしません。ただ實際問題としての評価の水準はどうだという問題でございしますが、これは御指摘のように、かなり違つたというものが実情でございまして、そこでこの統一という問題が起きて、先般固定資産税、相続税通じまして、固定資産に關する評価を統一しようというので三年間御検討願つて、調査会を設けまして、その答申が昨年出ておるわけでございます。自治省を中心として大蔵省も協力して、三十九年から統一評価を実施したい、こういうことでやつておるわけでございます。ただちなみに申し上げておきますと、いわゆる農家の實際の売買価格というものと、それから相続税の評価というものとを見比べてみると、売買価格は實際の時価を反映してあるかどうかには疑問がございまして、その売買価格から見ますと相続税の評価額は相当下回つておる。農地、それから宅地の中心部が下回つておるといふことは言えるわけでございます。固定資産税になりますとそれよりさらに下回つておる。そこで評価の統一という問題と、これは別に税負担を上げるというわけではございしません。税負担は税負担で、税率で調整すべきであれば調整すべきである。ただ評価が一不統一だということになりますと、課税上の負担のアンバランスを来たすということですね。この評価という問題が現在論ぜられて、三十九年から実施する予定になっておるのでございまして、

○芳賀委員 私の言ふ点は、單純なる生前における財産の贈与ということではなくて、たとえば分家するまでの間、十年間同一家族として農業に従事しておつた。その間は特別の當然の報酬とか利益の配分というものは今の農家の場合には生存はしておるが、受けていないわけですね。ですからそれは、たとえば十年間たてば年収十五万にしても百五十万になるわけですね。それを金額で支給するということではなくて、土地の一部を配分するとかあるいはそれが農家の建設とか農具とか、必要な家畜を購入して与えるということになるわけですね。単純なる財産の配分ということとは違つておる。今まではその実情というものは財産税の中には全然配慮される余地がなかつたわけですね。ですからこれらはできないということはないでしょう。税法なんというものは何れも法則とか原則というものがあつて絶対これから動いてはならぬという原理原則でやつておるわけじゃないからないですね。これはやはり技術的な問題として、国がそういう実情を十分配慮してやるべきであるといふことになれば、これは技術的にできる点だと思つておる。

たせる心算があるといふのであります。が、相続税の場合には、今度の改正で基礎控除を二百万円に、相続人一人当たり五十万加算した額ということに是正されるわけでございますが、贈与税の場合には何らの改正が行なわれていないわけですね。現行法によると、贈与税の基礎控除は、課税額から二十万を控除するということにしかございまして、ないわけですね。ですから相続税と贈与税との均衡上から見ても、こういう点はやはり調整すべきであつたと思つておるわけですが、それが行なわれていないわけですね。特に日本のこれからの農業は、今の政府や自民党の考え方は、あくまでも家族の運用でやらせる自立農業でなければならぬといふことであらば、農業保護の立場からいふと、こういうような土地を中心とした農地評価の問題であるとか、あるいは農地の財産上の、形式上はそうですが、贈与の場合のそのやり方等については速急に考究する必要があると思つておるが、高度の政策の遂行といふことには對してはいささか欠けておると思つておるが、大蔵大臣はそうお思ひになりませんか。

○水田国務大臣 この問題はむづかしい問題でございまして、私はこの贈与税の課税に一定の限度を置くという場合に、これを農家と非農家を區別した立法といふことは私は事実上むづかしいのじゃないかと思つておる。その場合に、財産の評価といふようなものについて考へるといふことでしたら考へようもあらうと思つておるが、これは農家と非農家を税制上區別するといふ理由

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

を見つけるのは私はなかなかむずかしいのではないかと思います。政策的と申しまして、これはなかなか簡単な問題ではないと思います。

○芳賀委員 これは農家と非農家の問題を論じておるのではないのです。特に農地という問題を、これを基礎にして、この場合の贈与について実情がどうなっておるのだからして、これは重大な問題として検討すべきでないかという問題を提起の形で私は申ししておりますが、これは時間の関係でここで結論をすぐ出すわけにいかぬわけですが、資料を要求しますが、地価による評価方式ですね。これは全国各地域によっていろいろ違いますが、全国を主要な地域に分けて、たとえば畑地とか、これを田とかそういうふうな地目を区分して、大体現在までの行なった評価の基準はどういうことになっておるかという点に対する資料をお出し願いたいと思います。

それから最後に時間がありませんから所得税関係について申し上げますが、これも全般について論ずれば数日かかる問題です。やはり農業に一つの事例を持つわけですが、あわせて個人事業税の問題ですが、一体専従者控除の場合も青色申告の場合には控除額には変更はないが、年令的に青色の十二万円を今度は二十才以上というふうには是正されたわけですが、そういうことをすることは、しないよりはいいわけですが、ここに問題になるのは青色申告と白色申告の取り扱い上の差がある。青色申告ができることになっておるにもかかわらずしないから、お前はどうかんだというできめつけければこれは別ですけれども、これは法人税の場合にも所得税の場合にも、青色申告ができるということになっており、行なえば、利点があることは、これは国民が理解しておるが、なおやらない人々がおるわけですね。ですから個人事業所得の納税対象者の中で、大体青色申告を行なっている者と行なっていない者の実数は大体どのくらいになっておるかという点ですね。これを御説明願いたいのと、今回の改正の場合にも、青色申告だけに重点を置いて白色申告の場合には現行通りということになっておるのであるか、これはやはり専従者控除に限ってこれを見た場合はやはり青色と同様に白色申告の場合にも専従者控除については当然引き上げ措置を行なうべきであったと思いますが、これをどうしてやらなかったかという点ですね。青色申告の場合には専従者控除だけが利点ではないわけですね。その他いろいろあるわけですね。たとえば損金に対する繰り越し制度等もあるし、あるいは固定資産等の償却を認めるといふ点もあるので、これは非常に利点が多いわけですから、現地へ行けば非常に所得の低い白色申告を行なっている人が税額が高く、そして青色申告の人がむしろ税から除外されておるといふ矛盾がたくさんあるわけですね。ですから専従者控除から白色にするくらいは措置というものは、これは当然必要だと思つておる。白色の場合であっても、一つの判断の方法によって専従者であるかどうかという判断の根拠というものを明らかにして、青色になつても専従者であるというよう

同一条件のもとにおいて個人企業の場合にも所得税の場合にも、青色申告ができることになっており、行なえば、利点があることは、これは国民が理解しておるが、なおやらない人々がおるわけですね。ですから個人事業所得の納税対象者の中で、大体青色申告を行なっている者と行なっていない者の実数は大体どのくらいになっておるかという点ですね。これを御説明願いたいのと、今回の改正の場合にも、青色申告だけに重点を置いて白色申告の場合には現行通りということになっておるのであるか、これはやはり専従者控除に限ってこれを見た場合はやはり青色と同様に白色申告の場合にも専従者控除については当然引き上げ措置を行なうべきであったと思いますが、これをどうしてやらなかったかという点ですね。青色申告の場合には専従者控除だけが利点ではないわけですね。その他いろいろあるわけですね。たとえば損金に対する繰り越し制度等もあるし、あるいは固定資産等の償却を認めるといふ点もあるので、これは非常に利点が多いわけですから、現地へ行けば非常に所得の低い白色申告を行なっている人が税額が高く、そして青色申告の人がむしろ税から除外されておるといふ矛盾がたくさんあるわけですね。ですから専従者控除から白色にするくらいは措置というものは、これは当然必要だと思つておる。白色の場合であっても、一つの判断の方法によって専従者であるかどうかという判断の根拠というものを明らかにして、青色になつても専従者であるというよう

専従者であるということが政府の側において認定される場合においては、これはやはり同様に所得税の場合においても、道府県税の専従者控除の場合においても、同列に扱おうのが当然だと私もは考へるわけでありまして、これに對する大蔵大臣の所見を伺いたいと思つておる。○村山政府委員 非常にむずかしい問題でございます。昨年も青色申告制度の専従者控除の拡充、あるいは白色申告についての一律の専従者控除を創設しました際に、当委員会でも非常に論議されたのであります。その当時もそうございまして、個人は法人と違ひまして、人格の主体、事業の经营主体が個人でございまして、従ひまして個人にはどうしてもその企業に属する会計と、それから生計に属する会計というものが概念上考えられるわけでありまして、そこで所得税法上経費になる性質のものと言つてもなく事業に属する経費であるわけでありまして、そこでたとえば、家族が従事して、おりまして、こういう場合に、青色申告制度は事業会計を分離して下さい、それでその専従者に幾ら事業負担として現に給与をお払いになっておられますか、その事跡を明確にすれば、それは家計と事業会計が分離されたのだから、当然税法でもその点は損金と言えましょう。ただこれは法人と違ひますのは、法人は法的にも経営主体は法人であるわけでありまして、その個人の場合にはかりに分離をしたとしても、経営主体があくまで個人でありまして、實際問題としてはかなりその限界があいまいだといふところから、最高限について

は法人と違ひまして、規定をしておるわけでございます。もっとも同族法人につきましては、一方不当だと思へば、あまりにも多額だと思へばこれは否認し得る規定はあります。白色申告につきましてはそのことを要求してないわけでありまして、だれでも青色申告になりませんが、青色申告にどうして会計上できないという場合、これは一体その金を出したというときに、その金は事業負担として給与に属すべきものなりや、あるいは家計会計の中において、生計の中において、扶養親族に對する扶養義務の遂行として觀念されるべきであるか、こういう非常にむずかしい問題があるわけでありまして、それが今日まで非常に論議されたわけでありまして、しかし全体といたしまして今後企業と会計は分離していく方向になるであろうという将来の方向を見きわめまして、この前一律七万円としたりしてあります。ただその場合はつきり書いてありますのは、給与として出すと出さぬとにかかわらず、七万円引く。こういうところをございまして、従ひまして、根本思想において青色申告の専従者控除というものと、それから白色の専従者控除というものは、基本思想において違つておるわけでありまして、一方は現に出したという事実がなければならぬ。一方は出さなくてもよろしゅうございまして、どうせ生計と事業の分離ができないのだから、できないとおっしゃるのですから、だから一律に引きましようといつて七万円やっておるわけでありまして、それから今の白色と青色の率のどのくらいになっておるかということではあります。全体で言いますと、大体の記憶でございますが、現在青色の比率がだんだん高まって参りまして、五〇%をこ

えるに至りました。ただ農業につきましては非常に少なく、おそらく二三%程度になつておるわけでありまして、それから先ほど申し上げたわけでありまして、農家の分家の問題であります。ここが非常にむずかしいわけでございます。もとよりその人の固有財産、次男である人の固有財産については、これは相続税の対象になるべき筋合いのものではないと思つておる。ただそれは被相続人あるいは長男あるいはお父さんの名義になっておる財産ではあるが、その財産の形成について、家族従事者として貢献した、こういうお話かと思つておるわけでございます。これは現在まさにそのことは所得についても同じことが言えるわけでありまして、所得はだれに帰属するかというところの問題でございまして、この問題につきましては、非常にむずかしい問題でございまして、通常、資産所得につきましては、その名義者、私法上の権利の所有者がその利益も享受する。ところで事業所得になりますと、だれが経営者かという問題でございまして、手伝つておる人はそれについて報酬をもらつておることもございまして、その報酬の中からは固有財産を形成する問題もあるかと思つておる。おっしゃる点は、その被相続人あるいはお父さんの財産にはなつておるが、その財産の貢献の度合いというものを考えて引いたらどうかという問題だろつと思つておるわけでございます。そこが非常にむずかしい問題でございまして、私法上つながる問題なものであるから、現在のところ、先ほど申し上げましたような二十万という控

は別ですけれども、これは法人税の場合にも所得税の場合にも、青色申告ができることになっており、行なえば、利点があることは、これは国民が理解しておるが、なおやらない人々がおるわけですね。ですから個人事業所得の納税対象者の中で、大体青色申告を行なっている者と行なっていない者の実数は大体どのくらいになっておるかという点ですね。これを御説明願いたいのと、今回の改正の場合にも、青色申告だけに重点を置いて白色申告の場合には現行通りということになっておるのであるか、これはやはり専従者控除に限ってこれを見た場合はやはり青色と同様に白色申告の場合にも専従者控除については当然引き上げ措置を行なうべきであったと思いますが、これをどうしてやらなかったかという点ですね。青色申告の場合には専従者控除だけが利点ではないわけですね。その他いろいろあるわけですね。たとえば損金に対する繰り越し制度等もあるし、あるいは固定資産等の償却を認めるといふ点もあるので、これは非常に利点が多いわけですから、現地へ行けば非常に所得の低い白色申告を行なっている人が税額が高く、そして青色申告の人がむしろ税から除外されておるといふ矛盾がたくさんあるわけですね。ですから専従者控除から白色にするくらいは措置というものは、これは当然必要だと思つておる。白色の場合であっても、一つの判断の方法によって専従者であるかどうかという判断の根拠というものを明らかにして、青色になつても専従者であるというよう

除になつております。今度相続税について最低控除を引き上げたら贈与税につきましても検討すべきではなかつたか。この点も検討したわけでございます。ただ贈与税につきましても、現行三百万でございます。今度改正いたしますと、標準世帯で約四百五十万ぐらゐになると思ひます。そのつり合ひから申しますと、決して少ない金額ではない。これはただ贈与する側と受ける側のそれぞれ同一人の相互間の年間の贈与額の最低限が二十万でございます。ですから、二十万ずつやっておりますれば、まあそんなことを勧めるわけではありませんが、その金額は決して少なくないことだろうと思つておられます。

○芳賀委員 主税局長は、何でも問題にぶつかると、それはむずかしい、むずかしいというので逃げるようですが、そう回避しないで、やはり受けて立つという気がまえでなければ、せっかく質問しても、いやそれは大事な点ですけれども非常にむずかしいことといふことになると、解決できないですよ。法律等については、何も政府に頼まなければ修正ができないということもないんだからして、そうしつこく繰り返す考えはないが、ただ専従者控除の場合には主体が根本的に違うということでありますが、そうじゃないでしょう。ただ私の場合、これは青色申告をやれば、これは青色申告ということになるわけですね。来年度青色申告をやるにしまえば、今度は白色申告ということになつて、経営体はことしも来年度も全然変わりはないが、申告手続を青色申告でしたかというかということによつて、そこに税法上の取り扱いの相違が出るだけでしょう。そうじゃないですか。だから、専従者である、年間農業あるいは商工業の個人企業に従事者として専念しておるといふことが一つの条件として認定されれば、白であつても青であつても、その専従者についてはせめて控除分だけでも同様にしてやるというぐらゐのことではない。ばいけなさいと思つておられます。ぜひこれはそうあるべきだと思つておられます。それがなかなかむずかしいということになれば、これはいつまでたつても解決ができません。去年やつたということは一歩前進だが、これが究極ではないでしよう。去年の改正が終着駅じゃないと思つて、やつと出発したぐらゐのもので、うから、だんだんとそれを高度のものによくしていくということではない、制度の改正というものはできないわけですよ。そういう点については、これはどうして私たちがとしては同様に扱ふ必要があるというふうにお考えおられます。この次の段階は個人事業の経営主の控除の問題とか家族労賃の問題に発展するわけなんだが、今の時点でせめて専従者控除については、白色と青色の差別を撤廃すべきであるという点を指摘しておきます。

最後に、今回の所得税制度の改正の一環として道府県税の県民税については所得税の一部を移譲したということをお知らせしておきます。これは何も移譲してないじゃないですか。所得税は所得税で税法の改正が行なわれておるのであつて、所得税の改正は現実に行なわれておるが、道府県民税の場合にはむしろ増税になつておると言つておられる方が適切だと思つておられます。それを何か道府県税の県民税の負担が、所得税の中で非常

に軽くされたというような誤つた宣伝はおやめになつた方がよいと思つておられます。いかがですか。どういふ点が移譲になつたか、これは大蔵大臣から……。○水田国務大臣 府県民税に移譲すれば、府県の収入はこれによつてふえ、府県に財源を与えたことになり、半面も国の所得税をそのままにしておいたら税の負担者はそれだけ負担が上がるということになりますので、道府県民税の税率が上がつただけ所得税において引かなければ負担増になりません。従つてそこを計算して納税者が負担増にならないような所得税の改正をやつたということでございます。負担はこれによつて軽くおられる場合がありおそれ、負担増になるということとは絶対ありません。

○芳賀委員 そういふインテキでなくて、どこで一体所得税の中から道府県民税に移譲したかという点なんです。それは、減税をやるのをやらぬで、それと県民税の増加分を差し引いても、まだ今回の所得税をやつたことによつて総合的には軽減された、そんな話まらないことを言わないで、一体、所得税の中から地方税に対して移譲したということをお知らせしてあげます。今度の改正においてもそういう事実はないのですよ。だからどの点を一体所得税の中から地方税に移譲されたか、その点だけははっきりしてやらねと……。○村山政府委員 技術的な問題がからみますので申し上げておきます。先般この委員会におきましても、予算委員会におきましても申し上げたと思つておられますが、政府の歳入予算におきましても、税源配分による、つまり移譲した

分が幾らであるかということも列記して書いておられますが、所得税で初年度二百十八億を地方へ渡しました。国のプロポーの減税は四百八十二億でございます。これを合わせますと四百五十億ぐらゐになります。このことと特別書いてあるわけでございます。それでやり方といたしましては、実は税率軽減のところでございます。本来予定しておつた税率軽減は所得税としてはこれだ、しかし片方で五十万を境にして増収になります。そこでその分をさらに追加して減税してやるわけですよ。その思想が一番よく現われておりますのは、初年度減税はどうかやつておるか、この中身がわかるとすぐおわかりになると思つておられますが、初年度は四分の三という減税でございます。従いまし、今の基礎控除、配当控除、こういう控除につきましては、それぞれ一百万ずつ上げておられるのを初年度は七千五百円にとどめておられます。それから税率につきましては、固々の減税分については四分の三にとどめておられます。ただ税源配分は国民の負担とは関係がございませぬ。一方で減税するかわりにその分を向こうは受け取るという収入のやりとりの技術でございます。従つて、税源配分に見合う税率改正については国民はフルに下げてもらわなければいけません。それで税源配分でございますから、税源配分はどちらでもいいわけでございますが、一年間フルに動かしましょうというのでやつておられるわけでございます。従いまして、その分の調整が新たに必要になるわけでございます。源泉徴収のところになりますと、一―三月すでに取つておられるわけでございます。ですからその分の

調整が必要になつてきて、その必要の措置が出てくる。これは税法でもつてずつと出て参ります。なお附則をよくごらんいただきますと、所得税法の附則で、地方税法の一部を改正する法律というのがございませぬ。このときにそういう意味で税源配分をやつたのですが、あるケースをとりまして、逆に地方税が増税になる場合がございませぬ。通じて増税になる場合がございませぬ。今の国税と地方税のからくりで出てくる場合がございませぬ。その場合は調整いたしますというので、調整の金額がそれを出しておられます。これもはつきりこの分は税源配分であつて国民の負担と関係ないのだ。だから今の控除の額、課税所得の計算で、大体二万円ずつくらい違つておられます。それは税率では調整されませぬ。すべて課税所得に対する税率でございますので、その分については地方税は逆に増税になります。これは所得税で調整しきれないということでございます。その分はそれぞれ地方住民税の旧税率と新税率の差額でお返しいたしますというので書いてあるわけでございます。従つて、これらの法律を見ていただきますと、これが国民の負担には関係のない問題であります。通じての税源を向こうに移すそのテクニクとしてやつておられるのだと思つておられます。おわかりいただけるかと思つておられますが、いずれこれはまた所得税法のこまかいところで申し上げますが、早く質問がございましたのでお答え申し上げます。

○芳賀委員 これで質問を終わりますが、今言つたように、何も所得税の税

第一類第五号 大蔵委員会議録第十三号 昭和三十七年二月二十一日

取の中から、何ゆかを地方税に移譲したというような筋合いのものではなくて所得税法の改正によって減税も一部が行なわれた。しかしその地方税の増税分と所得税の減税分を差引すれば、これは総体においては増税になりませんという程度であればこれは理解ができませんが、いかに所得税の中から一部を地方税に移譲しましたというような、そういう間違つた宣伝をされると非常に影響するところ甚大ですから、こういう誤まりのあるから宣伝だけは政府としても嚴重に慎むべきであるということ、を、良心的な大蔵大臣に一応警告しておきたいと思ひます。今後はこういうことは慎しんでもらいたいと思ひますがいかがでしょう。

○水田国務大臣 御趣旨は了承いたしました。

○小川委員長 藤井勝志君。

○藤井委員 私は酒税法の一部改正法律に關連いたしまして質問をいたしましたと思ひます。時間が非常に制約されておるようでございますので、ごく簡単に要点のみ指摘いたしまして、特に大部分がすでに当委員会の問題になつた事柄ばかりでございますので、しかもまたその問題は、大蔵大臣の政治判断と申しましうか、そういったことに深く關係があると思ひますので、できるだけ大臣の御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

同時にまた、後刻お話によつては私はいさう少し時間をかけて質問させていただきますと思ひます。

私からくどくど申し上げるまでもないと思ひますが、酒類の産業

界というものは、いわば少数の近代的大企業と、きわめて多数の近代的小企業が併存していると思ひます。そしてその経済界の中において、市場獲得のために激しい競争をいたしておるわけでございませぬ。そこでまたもう一つ特殊な事情があると思ひますのは、いわゆる酒田法と申しまして、基準価格制度のもとにおいて末端の価格というものは、非常にコストの低い大企業から生産される商品も、まことに前近代的な、コストの高い中小メーカーから生産される商品も大体同じような価格で販売されるわけではございません、こういう状態にあるわけでありまして、その帰結するところは言はずもな常が大企業が優位いたしておりました、中小企業メーカーというものは非常に高いコストをがまんしながら、しかも値引きもしなければならず、リベートも与えなければならぬというので、非常に苦勞いたして居ることは、これまた御案内の通りであります。なるほど現在の経済組織のもとにおきましては、個人の創意、工夫、自由、こういったものを傷つけない範囲において、やはりそれぞれ企業の間に格差を縮小していくというものが、近代政治の大前提でなければならぬと思ひます。ここに最近農業基本法と相連して、中小企業基本法の制定が急がれている原因があらうと思ひますが、また特に酒類製造関係におきましては、約三千億になんなんとする税金を納めて居るというこの事実もまたわれわれは忘れてはならない。従つて、そのような状況におきまして、特殊な状況における中小企業問題として、以下大臣に質問を

酒税關係の事業について試みたいと思ひます。

まず私は第一点は、酒類製造業者に對する金融の對策でございます。先ほども申しましたように、大多数、すなわち約八八〇億になんなんとするものが千石以下の中小メーカーでございますが、最近御承知のように製造石数が急激に増加いたして居る反面、いわゆる産業の地方分散、こういったこともだんだん施策が浸透いたしまして、酒造業者、特に清酒業者あたりが雇用いたします季節労働者の救済難ということ非常にコストが高くなつて居る、これはいけないというので、いわゆる設備の近代化、能率化のために、金融の措置をしなければならぬということ、すでに先年の当委員会におきまして、与野党あげて強い要求があつた、その要求にこたえて、すでに国税庁では国税庁長官の名のもとに、昭和三十六年二月六日と思ひますが、中小企業庁の長官あてに事こまかくいろいろ実情をよく把握されまして、中小企業金融に對しては、特に、酒類製造業を中小企業振興資金助成法による設備近代化資金の貸付對象に指定することについてという、中小企業庁長官あてに国税庁長官から書類が出されて居るわけでございます。ところが聞くところによりまして、同じ大蔵省の主計局におきまして、三十七年度の予算の査定においてこれがオミットされて居る、こういった状況であるわけでございますが、私は、同じ大臣のもとでこのような施策のちぐはぐ、しかも国会を代表し、大蔵常任委員会は満場一致の意思表示がされて居るこの酒類製造業者に對する金融措置というものが依

然として前進を見ないということは、まことに遺憾であると思ひます。これを承りたいと思ひます。

○水田国務大臣 御承知のように、まだこの問題は今のところ解決して居りません。これはいろいろ理由がございまして、確かに中小業者の金融について考えなければならぬところはございませぬが、しかし酒業者につきましても、他の産業と比べて割合に金融の問題は今までもよく聞いて居る業界でございます。ただ昨年のような事情で、離れ地方について起つたああいう問題については、そのつど特別に對処する方法を私どもはとつておりましたが、全般的にこれを指定の中へ加えるかということについては、いろいろ部内にも議論がありまして今日まで解決してはおりませんが、方向としては、私どもはやはりある程度の考慮をすべきものじゃないかというふうにならざるを得ないと思ひます。

こまかに必要であるということ強調されておる。ところが同じ大蔵省の中で、主計局はこれはいけない、こういうふうなことになる。この行政のちぐはぐに對しては、大蔵大臣が英断を持つて一つ決断を下してもらいたい。このように特別にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

同時に、この助成近代化資金の問題のみならず、日本開発銀行の地方ワタが開設されたことは、去年からわれわれも承知いたしておりましたが、このような開発銀行からの融資の道を酒造業者に開くこと、あるいはまた中小企業金融公庫、これは私はまさに打つてつけない金融機関ではないかと思ひます。積極的な對策を一つお考えをいたしたい。きょうあらためて大臣に善処方をお願い申し上げ、次回にまたしかるべく御回答を賜りたいと思ひます。

○藤井委員 大体方向としては、大臣もこの問題に對しては善処しなければならぬというお答えでございます。で、あまりくどくど申し上げたくはございませぬけれども、大臣の今のお言葉の端に、この酒造業者には金融問題についてまだあまり問題が起らなかつたというふうな御認識であるようでございます。これは私は大へんな認識の違ひではないかと思ひます。ありまして、私は、決して家業が酒屋でもございませぬ、単に酒屋の代弁をしようとも今日思つておりませぬ。しかしながら、先ほども申し上げましたような事情を考へる場合に、国税局長官は中小企業金融公庫の總裁に事

次に、最近私が入手した資料によりますと、ドイツのビール税法を見ますと、大企業から作り出されたビールに對する課税と、中小メーカーから作り出されたビールに對する課税とは、非常に累進的になつて居る。いわゆる企業課税の性格を消費課税の中に織り込んでおきます。従つて、そういう配慮によつて大企業が作り出す商品というものと、中小メーカーが作り出す商品というものが、商品市場において同じ立場で競争のできるように配慮がなされておるようでございますが、私は、特に先ほど申しましたように、零細な中小企業の占める清酒業者であるとか、あるいはまた鹿児島あたりにはよくございませぬが、しょうちゅうとい

次に、最近私が入手した資料によりますと、ドイツのビール税法を見ますと、大企業から作り出されたビールに對する課税と、中小メーカーから作り出されたビールに對する課税とは、非常に累進的になつて居る。いわゆる企業課税の性格を消費課税の中に織り込んでおきます。従つて、そういう配慮によつて大企業が作り出す商品というものと、中小メーカーが作り出す商品というものが、商品市場において同じ立場で競争のできるように配慮がなされておるようでございますが、私は、特に先ほど申しましたように、零細な中小企業の占める清酒業者であるとか、あるいはまた鹿児島あたりにはよくございませぬが、しょうちゅうとい

次に、最近私が入手した資料によりますと、ドイツのビール税法を見ますと、大企業から作り出されたビールに對する課税と、中小メーカーから作り出されたビールに對する課税とは、非常に累進的になつて居る。いわゆる企業課税の性格を消費課税の中に織り込んでおきます。従つて、そういう配慮によつて大企業が作り出す商品というものと、中小メーカーが作り出す商品というものが、商品市場において同じ立場で競争のできるように配慮がなされておるようでございますが、私は、特に先ほど申しましたように、零細な中小企業の占める清酒業者であるとか、あるいはまた鹿児島あたりにはよくございませぬが、しょうちゅうとい

た方面の規模の小さい企業に對して、企業課税的な意味を織り込んだ消費課税に酒税法を改める、こういった方向に一つ研究願いたいと思つてございませうが、これに對しての大蔵大臣の御所見を承りたいと思つてございませう。

○水田國務大臣 私は、銘柄によつて値段が違ふことによつて、實際的には、ある程度そういう面の調整がとれてゐるのではないかとと思つておりますが、これはまだ今まで全然こういう方向の研究はあまりしておりませうので、今後は研究しようと思つております。

○藤井委員 次に、特に酒造業界における大企業と中小企業との問題として注意を払ふなければならぬ問題は、合成酒とのせり合ひの問題であらうかと思つてあります。この点については、御承知のごとく、去年合成酒業界から一応名称の変更と、それから合成酒に使用する米の限度引き上げについて陳情がございまして、業界が大へんな騒ぎになつたことは、われわれの記憶に新たなものがあるかと思つてあります。こういった問題については一応のピリオドと申しませうか、線が引かれたように思つてございませうけれども、事は零細中小企業者である清酒業者に重大な關係を及ぼす問題だけに、一応大蔵大臣の御所見を承りたいと思つてあります。

○水田國務大臣 ピリオドが打たれたわけではございませう。問題は御承知のようなことで、これはいろいろ消費の立場もからみ合つての問題もございませうので、そう簡単に結論をつけられる問題ではないと思つて、去

年、早急な結論をつけることを見合せて、もう少しじっくりこれは検討したいということになつてゐる問題でございませう。今後とも引き続きこの問題の検討はするつもりでございませう。

○藤井委員 この問題は、やや技術的な問題も含まれておるであらうと思つて、今大臣は非常にこの問題は消費者にも大きな影響があるという御答弁でありましたので、ここに私は酒税法の規定について質問をいたしたいと思つてあります。

酒税法の第三条三号のただし書きにおきましては、酒類の区別の上で清酒に使用するアルコール、ブドウ糖等は米の重量をこえてはならない旨が法律という形において定められてゐることは御承知の通りであります。これに反しまして、合成酒の米使用限度の規定は、酒税法の第三条第四号で政令に譲られておることも、これもまたわれわれが忘れてはならない事実であります。

この兩者を、大蔵大臣はどのようにお考えになりますか。私は、酒類の定義規定であり、しかも制限規定であつて、この制限をこえて酒を作れば罰金がかかる。同時にまた清酒と合成酒では一キロリットル当りの税金が、今度の税制改正においては、二級酒を例にとりまして、清酒の場合には八万五千七百円、合成酒の場合には六万二千五百円と、このように税率も差等がつけられてゐるわけではございませう。しかも今申されたように、こういった問題は消費者にも重大な影響があるということを大臣が御認識であるならば、これは当然国民の権利義務を規定する法律の姿において、今申しましたよう

に、清酒の方は立法事項、合成酒の方は政令にゆだねておるといふふうなことは、きつめて不適當であらうかと思つてございませう。これに對しては冒頭で述べましたごとく、大蔵大臣の政治判断を下していただきたい。このように思つてございませう。これに對する大臣の御所見を承りたいと思つてあります。

○水田國務大臣 消費者の立場から見ましたら、若干米の使用割合が増加して、味のいい酒を望むという問題はあらうかと思つてあります。しかし、御承知のように問題は、大企業と中小企業との問題でございまして、簡単に処理できないむずかしい問題を持つておりますので、そこで私も、当分の問題に結論を与えないで検討しようという態度をとつてゐるわけではございませう。大体その辺で御了解を願いたいと思つてあります。

○藤井委員 その方向は今ちょっと話が出ておりましたが、どのように了解をしてくれと言われるのか、その方向をある程度お示しを願ふなければ了解しようがないと思つてございませう。先ほどから申し上げましたようなことで、合成酒と清酒とは先年争ひのものになつておる。この問題についてはやはりきちんとこの法律で定めるというふうな、片手落ちにならないような線が至当ではないかと私は感ずるわけではございませう。それに對してはやはり大臣ももうすでにしろうとではございませう。私はまだ一年足らずの国会議員生活でありますけれども、すでにこの判断はつております。しかるに大蔵大臣が、この判断が今この段階においてつかないといふことは、こ

れは逃げ口上にすぎないといふふうには私は思わざるを得ない。従つてもう一度はつきりした御答弁をお願いいたしたいと思つてあります。

○水田國務大臣 逃げ口上ではございませう。大体方向はもう御了解できらうと申したわけではございませう。

○藤井委員 だから私が解釈しような、すなわち国民の権利義務に重大な影響がある、すなわちこの酒類製造業者關係の税金にもいろいろ大きく影響をする問題、あるいはまたまかり間違えば罰則も受ける、こういったことにも大きな影響がある、こういった問題は同じように法律事項に持つていくべきだといふ考えを私は持つておりますが、私の考え方に大臣は——大体と私はあえて前提を申しませう。大体御了承であるか、方向が一致しておるかということについて一つ御答弁をお願い申し上げます。

○水田國務大臣 合理的に解決される場合にはこれは立場をそろえるべきものでございませう。あなたのおっしゃられるような方向になるべきものだと思います。

○藤井委員 合理的にきめられるといふことはこれからきめられるのであつて、私の申し上げるのは法律事項にすべきである、内容についてはこれから合理的に検討すべきでありませうけれども、法律事項として清酒と合成酒は同じ扱ひをすべきであるといふ私の考え方に對して、再度の御答弁をお願いいたしたいと思つてあります。

○水田國務大臣 さつき私が言いましたように、合理的にいろいろ解決するといふときにはこれを直すにやぶさかではございませうが、今回の場合は別にこれをそろえるといふことにはしておりませう。清酒の方は法律をさつておりませうし、合成酒の方は政令で規定するといふことで、立場は區別されておりますが、これは同じ立場にするといふことは一向差しかえございませう。

○藤井委員 最後に大臣が申されましたことは、私は千金の言葉だと思つてありまして、すなわち同じ扱ひにするといふこのことではございませう。私もそのことを申し上げておるわけではございませう。片一方が法律事項になつてゐる。しかも国民の権利義務に大きな影響のある問題ですから、同じことにする場合には、政令に同じにすることを常識の外でありまして、当然法律に肩を並べる、こういう同じ線を持つていくということに大臣はお考えであるといふふうには確認いたしてよろしゅうございませう。御答弁を願ひます。

○水田國務大臣 それはかまいません。結論が出たようではございませう。すなわち、合成酒の場合にも法律でこれをきめるといふことに変えるように、大臣は当委員会において言明になつた。

次に、私は合成酒の問題に關連をしてもう一つお尋ねいたしたいのです。私は酒の専門でございませうからその点は一步前提を置きますが、元來合成酒ができたのは、聞くところによりますと大正十年、あの米騒動の直後、米の不足といふことから鈴木梅太郎博士がひねり出したといふのが合成酒の起りであることは大体間違いないと思つてあります。従ひまして、

本来の姿は、合成酒は米を使わない、
こういったこと。同時にまた清酒はブ
ドー糖やアルコールを入れない、これ
が私は本来の姿ではないかと思うので
ございます。従ってそういう方向に向
かって、すなわち現在清酒に対してブ
ドー糖やあるいはアルコールを使って
おる量を漸次低めるといふ方向、反面
合成酒に対しては米を使う量を漸減す
る、こういった方向が好ましい姿であ
るといふことが、酒の沿革から考え
ます第一に考えたい。第二番目は、え
らい話が飛躍いたしますけれども、
来日本の農業技術の進歩改良によりま
して、米の自給ということはおそらく
時間の問題でございましょう。同時に
また日本は東南アジアとの経済協力と
いった面から考えますと、東南アジア
方面で作られる米の輸入ということ
も、場合によってある程度考えなけれ
ばならない。こういう事態を想定いた
しますと、古来から伝わった技術を生
かし、大いに日本酒を作るといふ方向
にどんどく行く場合に、できるだけ米
を使うといふことが、今のような東南
アジア経済協力というような将来の面
から考えても一つ必要ではないか。特
に大蔵大臣の政治判断を求めたいわけ
でございますが、これに対して御答弁
を承りたい。

○水田國務大臣 私、あながちそう
ばかりはきめつけられないと思ってい
ます。酒に対しては確かに沿革的な問
題はございますが、酒はこういうもの
だ、それ以上のものが作れないとい
ものじゃなくて、いい、新しい、研究
された酒が次々にこれからどういふ
うに出てくるかわかりませんし、出
てくることは少しも差つかえないので

あつて、今の問題は中小企業家の現在
のあり方から見まして、これの売れ行
きを悪くしてこれを苦しめるといふ事
態が起ることは避けなければなら
ぬ、大企業と中小企業とのいろいろな
問題から、どういふ保護的な措置をと
らなければならぬかというところにむ
しる問題があるのございまして、将
来米の酒以外はどういふ問題で、これ
理論的には考えられない問題で、これ
ははっきり区別してかかるべき問題だ
と私は思っております。

○藤井委員 今の御答弁ははつきりし
た大臣の御答弁であります。私が多少
言葉が足らなかつたわけでありませ
が、その本来の姿はこういうものであ
るといふ前提のもとに、やはり持ち味
を生かすといふ考え方と同時に、この
合成酒が作られたいきさつなりある
はまた酒に戦時中食糧の不足、戦後の
いろいろな状態これにアルコールやブ
ドー糖を使ったといふ、こういった沿
革を考えれば、これは一緒の姿に近づ
けていくような考え方よりも、せいぜ
いそういうものは差し控えた上で、し
かも米はほとんどとれてくる、しかも
よそからもあるいは入ってくるかも
からない、こういう情勢を判断すれ
ば、やはり漸減といふことを理想の姿
にした方がいいんではないか、なるほ
どそれはいろいろ特殊な領域において
酒を作るといふことも必要であり、何
も米だけの酒じゃない。すでにそんな
ことは大臣から聞かなくても、ウイ
スキーもあればいろいろありますから、
いろいろな方法があるのでございま
しょうけれども、私は、瑞穂の国に生
まれた日本人としては、やはり酒とい
うものは、神代の時代から作られ、お

みきを上がらない何とかはないとい
うことになっておりますので、やはり日
本酒については、米を原料にし、せい
ぜいその米を使う量を少なくするよう
な方向に向かつては、それこそ慎重な
態度で対処してもらいたい、こうい
つた意味で申し上げたわけでございます
ので、その点一つお含みを願いたい
思ふのであります。

以上をもちまして私の質問を終わ
ります。ありがとうございます。
○小川委員長 次会は来たる二十三日
午前十時より理事会、十時三十分より
委員会を開会することとし、本日はこ
れにて散会いたします。
午後四時二十二分散会